

ますから、その一—非常に平たく申し上げまして、一〇%程度の影響が出てくるということも、ごく目の子の話としては考えられると思ひます。しかし、そういう場合におきましても、すぐにそういう影響があるからといって、貸出の金利をどうする、預金金利をどうするということではなくて、金融機関には相当内部留保の問題もあり、経営の合理化の問題もあり、その経理面に及ぼす影響、あるいは貸出金利の問題、預金金利の問題は、検討しなければならぬと思ひますけれども、私の考えをいたしますれば、そういういわば経理に影響のある金利負担の問題については、できるだけ慎重に考慮を払うのが適當であらう、こういうふうに考えております。

○大矢正君 これは預金の中でも、かりに定期預金と、それから普通預金、準備預金の率ですね、率の開きは當然出てくると思うのですが、その点はどうなんでしょうか。

○政府委員(東條猛猪君) 高率の上昇におきまして、定期性の預金と、そうでない預金の間に、必要に応じては準備率を変えることができるという規定を置いていたものであります。従ひまして制度の上におきましては、今お話しのように、定期性預金と、その他の預金の区別に応じまして、実際の金融の金利率を変えることになるわけでありまして、少くともこの準備率が比較的低率の場合において、いわば制度の弾力的な、また簡素な運用をはかるという意味におきまして、一本であるということが望ましいのではなからうか。これは金融制度調

査会からもそういう趣旨の答申が出ております、私もそういうふうにお考えしております。

○大矢正君 まあ低率の状況の中では、あまりそういうことは見受けられないかもしれないけれども、もし漸次これが高率になつてきた場合に、利率が高くなつてきた場合に、かりに今局長が答弁をされたように、定期預金、それからそうではない短期の預金の率の適用に、相當の開き、幅を持たせるという結果になると思うのですが、当然そうしなければ、これは銀行であつても問題だと思ひるので、これはまあ考えられることだと思ひますが、その場合に、その率のきめ方いかんによつて、かりに長期預金と短期の預金、率のきめ方いかんによつては、一般預金者の心理的影響によつて、ある場合には短期を——むしろ短期をねらうとか、ある場合には長期をねらうというふうな、そういう危険性は発生してこないものでしょうか。

○政府委員(東條猛猪君) これはその金融機関の一般大衆との預金の関係と、それから金融機関と日本銀行との預金の関係は、一応区分して考えるべき問題だと思ひます。そこで、当座性の預金と定期性の預金との間におきましては、いわゆる信用の創造力と申しますか、そういう点においても相當影響力があるというふうに考えるのが、いわば定期性の預金とその他の預金との準備率を変えてもいいのじゃないかというところ、また一つの、これが全部とは申しませんが、一つの実は理論的な根拠でありまして、金融制度の問題としてはそういう道をわけていくということも適當であらうという

考え方をとつておるわけでありまして。何も銀行経理の関係からのみ、この問題を考へておるわけではないというところを申し上げておるわけでありまして、それで、そういう区別のありました場合に、おきましても、これは弾力的に相當運用をやはりすべきものだらうと、こう思ひます。一般大衆と金融機関との間の定期性の預金の利率、あるいは定期性でない預金の利率の問題とすぐ結びつけて考へるというのは、むしろ適當ではないのであつて、これは分けて考へるのが適當であらうと、こう考へるのであります。

○大矢正君 大蔵大臣にお尋ねをいたしたいのであります。従来まではこの準備預金制度といふものがありませんでしたから、きのうの言葉にも多少出ておつたようでありまして、引上げ、引き下げといふ、こういうものを通じての金融の調節、それからいま一つは、公開市場の操作によつて調節をするといふ、この二つの調節方法で今日まで日本の金融といふものがなされてきておる。きのうの話しによりまして、売オペ、買オペを通じて公開市場の中でやられる金融の操作といふものは、今の日本の小さな経済の規模においてはあまり効果の上らないものであつて、大体大勢といふのは、やはり金利によつて金融を調節するといふことが今日までの主たる方法として行われてきておるものと思ひます。ところが、一体この準備預金制度といふものが通過をした場合に、何にウェイトをかけて金利の調節をはかれるのか、その点について知つておきたいと思ひますが、それは、かりに従来

通り金利の引き下げを重点に置いて、副次的なものとして準備預金制度といふものが作られるという方向によつて、金融の調節を行われるものなのか、あるいはそうではなくて、準備預金制度に大半のウェイトをかけて、それとして金利の調節をなすわけ行わないという、こういう傾向の中で金融政策をやつていかれようとするのか。公開市場操作の問題は一応これはワク外として、大体大筋はこの二つになると考へておられますが、その点についてのお考へをお聞きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) これは金融を調整をしなければならぬといふときの事情によつてきめるべき問題だと思ひます。それが先、それがあと、といふことはございせん。

○大矢正君 そうすると、私はこういう解釈をしてよろしうございせんか。現在のうちに二千六百億もの膨大な膨大なといふ言葉は大蔵大臣は否定をされておるようでありましてけれども、相當大きな額の市中銀行への貸出がある段階においては、できる限り準備預金制度といふものを使わないで、金融の操作を行なつていくということになりますけれども、そうではなくて、そういう状況がない場合においては、準備預金制度によつて金融調節を積極的に行おうというやうな形に私は解釈するのでありますが、そういう解釈でよろしうございせんか。

○国務大臣(池田勇人君) 私は、一応のあれは、日本銀行の貸出が多いときに、準備預金制度によつて市中銀行からの預け入れを調整するということではなくて、普通なら貸出においてなすべきで

はないだらう、こういう見解でございしますが、これは一つの面を言つただけで、たとえば日本銀行の貸出はあつても金利は非常に高いといふときには、それこそ金利を動かす、上げるべきではないといふこと、貸出の数量いかにかわらず、準備預金をやり得る場合もある、そういうことは一概に学者が定義するやうなことにはいきません。やはり事情を見ながらやつていかなければならないと思ひます。

○大矢正君 準備預金制度についての質問は私はこれで一応終りまして、預金に關する不當契約に關連してお尋ねしたいと思ひます。

けさの新聞が昨日の夕刊だつたと思ひますが、西村金融の社長が逮捕されたといふことが出ております。あのことと不當契約の問題については直接の關連がなくとも、やはり關連が出てくると思ひますのでありますが、あの内容について政府の方からお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(東條猛猪君) 西村金融につきまして今問題になつておると推測されますのは、御承知の「出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律」といふ法律によりまして、正規の金融機関でないものは、いかなる名目をもつてするを問はず、不特定かつ多数の者から業として預り金を受けはならないという規定があるわけでありまして、西村金融の場合は、この規定の違反ではなからうかといふのが非違の事実である、こう考へております。御承知のように今回の預金等に關する不當契約の取締りの法律は、金融機関でございまして、しかもその金融機関が、いわゆる導入預金、通俗的な言葉で恐縮

であります。導入預金をいたします場合には、導入預金の規定でございまして、もう少し事実の調査が進みませんとわかりませんが、私も承知しておる限りにおきましては、西村金融に関する問題は、今度の導入預金の取締りに関する法律とは直接の関係はない、こういうふうに見ております。

○大矢正君 私も直接の関係があるといつてお尋ねしているのじゃないのです。今金融関係の四法案が出されておりますが、これは金融の調節をしようにする準備預金制度は別でありまして、けれども、他の三法案というものは、まあ今二法案しか出ておりませんが、あと残された法案、合計三法案というものは、いわゆる銀行の、あるいは金融機関の経営保全というものを中心にして考えられた法律である。そのことは、とりもなおさず預金者その他に迷惑をかけるようなことをねらいとした法律だと私は思うのです。そこで、その導入預金をめぐる不当契約の問題については、あなたの今言われているように、これは銀行が中心となつて行われるものであつて、法律の適用をされないような、西村金融のような点はこれは別問題だということば、それは私もわかりませんが、しかし国民の気持としては、それが銀行であらうと、あるいは信用組合であらうと、信用金庫であらうと、またそういう法律に認められておらないような金融機関であつても、自分の預けた金が、飲に目がくらんだということがあつたとしても、自分の預けた金が非常に不当な結果に終るといふことに對する気持の面では、政府に對するいろいろな批判といひますか、何とか政府は保護ができないも

のかという希望が出てくるものと思つております。導入預金だけをいふだけでは一切の不当なそういう状況は生まれてこないとは必ずしも言えないのです。それは、その不当契約、特に導入預金をめぐる大きな銀行だけが問題だといふのじゃなくて、そういう面も十分に検討してやる必要があるのじゃないかと私は思うのですが、銀行局長、どうですか。

○政府委員(東條猛猪君) 国民大衆が一般にこの預金をしている場合においては、相手方を信頼して、困つた結果になつたときは、適當の措置をとるということについては、政府もいろいろ配慮すべきであらうという御趣旨につきましては、私も根本的なお気持はしごく同感であります。ただ法律によりまして、金融機関として認められておらず、従つて正規の預金をとることを禁止されておる場合におきまして、そういう違法の事実があらはれた場合に、そういういわば違反の對象になつておるような事柄について、いわゆる広い意味のまあ金を預けたものであるんだから、何とか救済的な措置は講ぜられないかというお話でありまして、この点はあるいは、やや法律的にいたすべきかも知れませんが、これはなかなかむずかしい問題でありまして、正規の金融機関を相手にしない取引は、えてしてそういう危険性があることは——法律でつまり禁止せられておるといふ、まあ、この事実をわれわれといたしましては、このまま適用いたしまして、そこまで救済の手は伸びないといふことであらうと思ひます。それから正規の金融機関に對する預金の保護といふことは、これはもう金融機

関の經營をしっかりとせしめて、いやくも善意の預金者には迷惑をかけないといふことをいたすべきことは、これはもう當然のことでございます。この導入預金に関する法律は、さうなことで、金融機関といたしましては十分にこころいふ法律がなくとも自衛自衛すべきでありますけれども、最近の若干の例を見ますと、なお導入預金の跳梁があとを絶つておらない、しかもまた、これが都市から逐次地方に広がつていつておる、移つていつておるというふうなことでございまして、遺憾ながら、なおかつ、あとを絶つておらないといふことでございまして、当面のこの事態に對処するといふ意味におきまして、ぜひ導入預金に關する法律をこの際お認めいただきたい。それからあとの預金保障基金の法律、あるいは經營保全に關する法律、これらは、金融機関といたしましては、ほんとうにしっかりとした經營をやるべきであります。まあ經營者のまあ不始末と申しますか、そういう場合で經營が困難に陥つた、特殊の事態にございまして、そのころの金融機関の再建資金を供給するといふ方を講じておく方が、法制的にも適當ではあるまいか。またそういう經營が困難に陥つた金融機関の經營につきまして、一般の金融機関とは特別の法体系を作つておくことが適當ではあるまいか。いろいろ最近の事例を考えますと、私も似たような事例では、そういう立法手段を講じていた方がいいといふ趣旨で、審議をお願い申し上げておるようなわけでありまして、全体は、そういうまあ現行法でも、もちろんわれわれといたしまして

ても十分努力はいたさなければなりませんが、さうな法制を整えていただきまして、監督官庁といたしまして、いろいろ検査の点、あるいは再建資金の供給の点、經營に對する指導の点、そういうところで十分な体制を整えさせていたいただきたい。というのは、実は今お話のように、金融機関に對する善意の預金者の保護につきましては、何とか十分の体制を整えて、行政的にも遺憾ない処置を整えたいという趣旨にほかならないのでございます。

○大矢正君 相互銀行のような大きな銀行でさえ、内容がどうあらうとも、つぶれたり、他から金を導入して、かろうじて——まあ導入という言葉は悪いが、持つてきて、かろうじて再建をするといふような、そういうことをやられるくらいであるから、ましてや零細な規模における、特にあなたのお指摘されたような法律に認められておらない形における金融業と申しますか、そういうものは、これはもう、つぶれるのは當然だとも、これは考えようによつては考えられますけれども、金額の多寡はともあれ、それからその規模の大小はともあれ、やはり被害をこうむつた人間にしてみれば、非常に、何と申しますか、氣持の点においてはやはり同情をしなければならぬ幾多の面があると思ひます。特にむずかしい、何と申しますか、今の金融、銀行関係その他の法律を、国民の全部の人が理解をしておるなどということは、これは考えられないことであつて、一部そのことに關心を持つておる人は、法律的にどうのこうのという理解をしておりますからして、案外それは、そういう不当な状況になることは避け

得るかもしれないけれども、国民の大多数といふものは、法律の内容がどうかなんといふことはあまり知らぬのです。ただまあ金を預けてその金に利子がよけ付けばいいという氣持が強いのです。だから、さうなつてくると、今あなたの言われる通り、これは法律上認めないのだから、法律上認めないところに、第一、金を預けたら何かしたのが悪いじゃないかといふ、こ

ういふ議論は理論として成り立つても、やはりそれだけでは国民の氣持を満足させることはできないのじゃないか。やはり積極的に、さういふものに對しては政府が拾ひ上げると、それも事故が起きてから拾ひ上げるという意味じゃなくて、事前にさういふものを拾ひ上げて、一つの規制の中に入れてしまつて、事故なら事故が起らないようにすることも一つの方法として考えられるのではないかと、私は思ふのであります。そういう考え方にいつて局長はいかようにお考えでしようか。

○政府委員(東條猛猪君) 私は、現在の「出資の受入、預り金及び金利等の取締りに關する法律」といふ法律は、相當国会でいろいろ慎重に御審議になりました。その当時の經濟状態に即してできました非常に適宜な立法である、実はさう考へております。なるほどまあ全般的に法律的に不知の方々、あるいは必ずしも法律に詳しくない方々が、法律を知らないがために結果的にお氣の毒な結果になるといふことを、私、社会的に見ますと、お氣の毒に存する場合もあると思ひますけれども、正規の金融機関でな

か。○政府委員(東條猛猪君) 私は、現在の「出資の受入、預り金及び金利等の取締りに關する法律」といふ法律は、相當国会でいろいろ慎重に御審議になりました。その当時の經濟状態に即してできました非常に適宜な立法である、実はさう考へております。なるほどまあ全般的に法律的に不知の方々、あるいは必ずしも法律に詳しくない方々が、法律を知らないがために結果的にお氣の毒な結果になるといふことを、私、社会的に見ますと、お氣の毒に存する場合もあると思ひますけれども、正規の金融機関でな

か。○政府委員(東條猛猪君) 私は、現在の「出資の受入、預り金及び金利等の取締りに關する法律」といふ法律は、相當国会でいろいろ慎重に御審議になりました。その当時の經濟状態に即してできました非常に適宜な立法である、実はさう考へております。なるほどまあ全般的に法律的に不知の方々、あるいは必ずしも法律に詳しくない方々が、法律を知らないがために結果的にお氣の毒な結果になるといふことを、私、社会的に見ますと、お氣の毒に存する場合もあると思ひますけれども、正規の金融機関でな

か。○政府委員(東條猛猪君) 私は、現在の「出資の受入、預り金及び金利等の取締りに關する法律」といふ法律は、相當国会でいろいろ慎重に御審議になりました。その当時の經濟状態に即してできました非常に適宜な立法である、実はさう考へております。なるほどまあ全般的に法律的に不知の方々、あるいは必ずしも法律に詳しくない方々が、法律を知らないがために結果的にお氣の毒な結果になるといふことを、私、社会的に見ますと、お氣の毒に存する場合もあると思ひますけれども、正規の金融機関でな

か。○政府委員(東條猛猪君) 私は、現在の「出資の受入、預り金及び金利等の取締りに關する法律」といふ法律は、相當国会でいろいろ慎重に御審議になりました。その当時の經濟状態に即してできました非常に適宜な立法である、実はさう考へております。なるほどまあ全般的に法律的に不知の方々、あるいは必ずしも法律に詳しくない方々が、法律を知らないがために結果的にお氣の毒な結果になるといふことを、私、社会的に見ますと、お氣の毒に存する場合もあると思ひますけれども、正規の金融機関でな

か。○政府委員(東條猛猪君) 私は、現在の「出資の受入、預り金及び金利等の取締りに關する法律」といふ法律は、相當国会でいろいろ慎重に御審議になりました。その当時の經濟状態に即してできました非常に適宜な立法である、実はさう考へております。なるほどまあ全般的に法律的に不知の方々、あるいは必ずしも法律に詳しくない方々が、法律を知らないがために結果的にお氣の毒な結果になるといふことを、私、社会的に見ますと、お氣の毒に存する場合もあると思ひますけれども、正規の金融機関でな

か。○政府委員(東條猛猪君) 私は、現在の「出資の受入、預り金及び金利等の取締りに關する法律」といふ法律は、相當国会でいろいろ慎重に御審議になりました。その当時の經濟状態に即してできました非常に適宜な立法である、実はさう考へております。なるほどまあ全般的に法律的に不知の方々、あるいは必ずしも法律に詳しくない方々が、法律を知らないがために結果的にお氣の毒な結果になるといふことを、私、社会的に見ますと、お氣の毒に存する場合もあると思ひますけれども、正規の金融機関でな

か。○政府委員(東條猛猪君) 私は、現在の「出資の受入、預り金及び金利等の取締りに關する法律」といふ法律は、相當国会でいろいろ慎重に御審議になりました。その当時の經濟状態に即してできました非常に適宜な立法である、実はさう考へております。なるほどまあ全般的に法律的に不知の方々、あるいは必ずしも法律に詳しくない方々が、法律を知らないがために結果的にお氣の毒な結果になるといふことを、私、社会的に見ますと、お氣の毒に存する場合もあると思ひますけれども、正規の金融機関でな

か。○政府委員(東條猛猪君) 私は、現在の「出資の受入、預り金及び金利等の取締りに關する法律」といふ法律は、相當国会でいろいろ慎重に御審議になりました。その当時の經濟状態に即してできました非常に適宜な立法である、実はさう考へております。なるほどまあ全般的に法律的に不知の方々、あるいは必ずしも法律に詳しくない方々が、法律を知らないがために結果的にお氣の毒な結果になるといふことを、私、社会的に見ますと、お氣の毒に存する場合もあると思ひますけれども、正規の金融機関でな

か。○政府委員(東條猛猪君) 私は、現在の「出資の受入、預り金及び金利等の取締りに關する法律」といふ法律は、相當国会でいろいろ慎重に御審議になりました。その当時の經濟状態に即してできました非常に適宜な立法である、実はさう考へております。なるほどまあ全般的に法律的に不知の方々、あるいは必ずしも法律に詳しくない方々が、法律を知らないがために結果的にお氣の毒な結果になるといふことを、私、社会的に見ますと、お氣の毒に存する場合もあると思ひますけれども、正規の金融機関でな

いものが預金の受け入れをして——名目はどうあろうと、実質的に預金の受け入れをしてはいけない、こういう現在この時宜に適した立法がなされているという事象におきまして、さらにこれをもう一ぺん、そういう社会的に言えは道義的な感じから再検討すべきでないかという御意見であります。が、どうもはなだ率直な申し上げ方で恐縮でありますけれども、まあ現状におきましては、この法律の規制が私は適当でなからうかと、こう実は考えております。

○平林剛君 私は臨時通貨法の一部を改正する法律案についてお尋ねをいたしたいと思ひます。初めに事務当局の方から予備的なことを、知識を得ておきたいと思ひます。先般お尋ねをした続きでありますから、そのつもりでお聞きを願ひたいと思ひます。

この通貨法によつて百円銀貨が国民の通貨として発行されることになつておるわけでありまして、その銀貨一枚の目方は何グラムになるのですか。それから直径は何ミリですか。銀貨の大きさは何ミリにする御計画でありますか。この点について事務当局の方からお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(河野通一君) その点につきましては、いろいろ検討はいたしておりますけれども、まだ事務的に具体的な結論は得ておりません。大ききにつきますは、先般衆議院の大蔵委員会におきまして本法案の御審議の際に、付帯決議がついておりましたが、大ききについては今の十円貨の程度の大ききにするのがよろしいという御決議がついております。この点につきましてはできるだけの御決議は尊重して

いきたいと思つておりますが、まだ具体的にきめておりません。

○平林剛君 今まで試験的に鑄造してあるものがありますか。それは目方は何グラムになつており、直径は何ミリで銀貨の大きさは何ミリであるか。それから今十円銀貨と同じ程度という、これは何ミリになつておりますか。

○政府委員(河野通一君) 見本の程度のもは今まで形及び品位等につきまして、いろいろな構成のものを作つてみております。しかし、これは鑄造といふよりなものでございせんので、たとえば図柄のない、のつべりしたもののだけ、これはおのおの品位及び大ききにつきて一枚か二枚ぐらい、三、四種類作つたことがあるかと思ひます。それから現在の十円銀貨は二三・五ミリです。

○平林剛君 そうすると、今まで試験的にお作りになつたものが、これはまだ単なる文字通りたしに作つたものであつて、銀貨一枚の目方が何グラムになるか、あるいは銀貨の厚さがどの程度になるか、直径については今十円貨程度、すなわち二三・五ミリ程度に国会の御意思がいろいろな事情からきまつておるから、それを尊重するといふことで、事務的には結論を得ていない、こういうお答えがあつたわけですが、これはまあ事務当局のお答えです。それから、もう一つ銀貨に対する銀の含有量は一体どのくらいになるものでしょうか。

○政府委員(河野通一君) この点も具体的にはまだきめておりません。この点につきましても、先般衆議院の大蔵

委員会付帯決議がございまして、銀のコインについては銀の含有量をできるだけ多くするよにという御決議がございまして、この点もできるだけ尊重して参りたいという事は考えておりますが、まだ具体的に考へておりません。先ほど見本として作り出したものにつきては申し上げましたが、これは品位につきては、たとえば、銀を五〇にして、銅を四五〇にして、亜鉛を五〇入れた場合にどういふふうなものになるだろうか。あるいは銀を四〇にして、銅を五〇にして、亜鉛を一〇入れた場合にどうなるか。まあいろいろな組合せのものを四つ、五つばかり、たしに作つてみた、こういう程度のものでございまして。

○平林剛君 この銀貨の品位というとは、通貨に対する国民の信頼感といふことにはいろいろ関係がございまして、私どもとしては深い関心を寄せておるわけでありまして、もう一度念のためあなたにお尋ねをいたしますが、諸外国において大体同じ程度の銀貨が使われておるようでありまして、この含有量は幾らになつておるだろうか。私はこれを日本の百円銀貨を作る場合においてもかなり参考になければならぬ。もちろん日本は戦争に負けて二年でありまして、経済力は最近政府も誘引されておるうちに著しく回復して、おる、そういう意味で、この百円銀貨の品位、あるいは形、大きき等につきては、その国の経済力を象徴することになりまして、そういう意味でもかなり参考にならばと思ひます。諸外国における銀の含有量を参考のためにお知らせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(河野通一君) 各国の例は、その事情、事情によつて非常に違つております。ことにアメリカ等におきましては、現在通用いたしておる通貨は、当初それが発行されたものは、一ドルのものにつきて申し上げれば、一九〇一年から発行しておるわけでありまして、それから英國についてもやはり一九〇二年からさういつたものを発行しておる。これが同じ純分で、同じ大ききで買かれてきておるといふことになつておる。最近の様子を申し上げますと、大体日本の円に直しまして百円程度あるいはそれ以上に当ります戦後の新しく発行された通貨は、どれも例外なく銀を使つておりません。たとえば英國につきて申し上げますと、これは一九五三年に発行を始めたのでありますが、一クラウン、日本の円に直しまして約二百五十円になります。これは銅とニッケルでありまして、各目価格百円に対するその地金の価格は七・六、百円について七円六十銭の地金の価格である、こういうことではあります。それからフランスにおきましては、一九五四年に百フラン、これはちょうど日本の円に百円見当になるものでありますが、百フランを出してあります。これも銅とニッケルでありまして、各目価格百円に對して地金の価格は三円五十銭といふことに相なつております。それから西ドイツにおきましてはニマルクのコインを出してありますが、これは日本の円に直しますと約百七十円くらいになります。これもやはり銅とニッケル、これも各目価格百円に對して地金の価格が四・二、大体一〇％以下といふことになつております。先ほど申し上げま

したように、非常に古くから発行して、そのまゝのものを使つておりますものは、いろいろ貨幣価値あるいは地金の価格の相違等がありました。現在でも同じ状態できております。米國におきましては、一ドル、五十七セント、二十五セント、すべて銀を使つております。この銀の含有量は純分は九〇％といふことになつておりますが、含有量を価格に直しますと、大体発行の當時において四二％程度を含んでおります。英國におきましては一九〇二年に発行いたしました當時——二年から三年にかけてでございまして、いづれもその銀貨は、一クラウン、二分の一クラウン、いろいろございまして、これはすべて品位は五〇でありまして、各目価格に対する素材の値段は、発行の當時において一八、二〇％以下といふことに相なつております。従いまして、発行の當時における品位の非常に高いのは、アメリカの銀貨で一九〇一年に出されたものが高い、こういうことではあります。戦後に出された銀貨は、西独の五マルクといふのが銀貨でありまして、この五マルクは日本の円に直しますと四百二十六円になります。これが銀でありまして、各目価格に對する地金の価格のパーセンテージは一五・六、こういうことになつております。いづれも二〇％以下、こういう数字になつております。

○平林剛君 あなたは、一九〇一年當時と今の昭和三十三年の銀貨を比較されて御説明になつておられますけれども、ちよつとそこは無理があるのじやないか。もしそういう比較をされるならば、日本でも明治四年あたりに銀貨が出た。そのころと今お話の一九〇一

年、二年とを比較することが必要であつて、その明治四十年当時の日本の銀貨の銀の含有量は九〇％です。大臣時代に於いては、一番低かつた大正十一年でも、日本の五十銭銀貨は七二％になつてゐる。明治の十銭、二十銭でさえも銀の含有率は八〇％という工合になつてゐます。もしあなたが一九〇一年当時の外国の貨幣と比べられるとすれば、当然明治時代の銀貨の含有率と比べられる、時代としてはそういうことになるのじゃないか。また外国と日本との交換率を単純に計算して御説明がありましたけれども、やはり比較をする場合には、アメリカのドルが日本の三百六十五円だから、日本の百円の銀貨はその三分の一でいいという計算は、どうも比較としては適當でないのではないかと。やはりその國で流通してゐるその國の貨幣を単純に比較する方が、その國民の通貨に対する信頼感の度合いをはかる場合のものになつてくる。それで今のあなたの説明はあまり適切ではない。私の資料から申し上げますと、アメリカ合衆國におけるドルで、銀の含有率は九〇％もある。その半分の価値の、二分の一ドルのものでも九〇％、すべてアメリカの銀貨は九〇％あります。他の諸外國におきましては、大体銀の含有率というものは八〇あるいは九二、一番戦後経済力ではわが國と比較される西ドイツの場合におきましては六二の含有率である。こういう工合に見ますと、やはりよく政府が諸外國と比較される場合、西歐諸國の例を引かれますが、そのいずれの國も銀貨の銀の含有率についてはかなり高いように聞いておるわけであり

ます。低いのは、まあいわゆる共產國と呼ばれる國でありまして、それらの國でありまして、やはり六〇％程度はそれぞれ含めて國民の通貨とされておる。で、私は日本の國をすぐそれらの國と同じ程度に、ということは無理といたしまして、やはり銀貨の品位というものは國力の象徴ということにもなりますから、そういう意味ではものと慎重に考える必要があるのではないかと。またあまり無理な形で銀貨を発行することにいたしますと、國民の中には、昨日も金融情勢についていろいろ大臣からお答えをいただいたのでありますけれども、心理的な影響がいろいろな面にはね返つてくる。百円も、あまり品位の低いもので発行いたしますと、國民の中には、あれ、これは百円もバラ銭になつてしまつた、百円もバラ銭になつたという感じから、インフレの気がまよへに落ち込んでいくというおそれはないとは言えないと思ひます。そういう点からいまして、やはり今試験的にお作りになつたものよりも、もう少し高く上げる必要があるのではないかと、こゝろ私は考えるのでありますけれども、理財局長はどういうお考えをお持ちでしょうか。

○政府委員(河野通一君) お答えいたします。前に、ちよつと先ほどの御説明があるいは言葉が足りませんでしたので誤解があつたのじゃないかと思ひます。それからちよつとつけ加えておきます。これは平林さんにもよく御存じの通り、結局問題は、品位と申しまして、大きな貨幣一個の目方が非常に小さければ、品位を一〇〇といたしまして、その持つておる、それに含まれておる含有量というものは減つてくるわけですから、その大きさがどうであるかということが問題なので、大きさと品位をかけたみなければいけない、それで私はその結果を申し上げたので、大きくして品位を少くするか、小さくして品位を大きくするか、これはいろいろやり方があると思ひます。要するに問題は、一個當りに含まれておる銀の素材が幾らであるかということが問題なのであります。形式的に一〇〇にしようと思つたらこれはできると思ひます。小さくさすれば一〇〇の品位でも銀貨はできる。問題は、素材価格と名目価格との割合をどの程度にするのが適當かということ、先般いろいろな例を申し上げたわけです。

それからもう一点、これはあまり詳しくなりまして、はなはだ時間をかけて恐縮であります。つけ加えておきたいと思ひますのは、明治時代の日本の銀貨は、御承知のように、非常に名目価格に対して素材の価格が名目価格に近かつた、これは御案内と思ひますが、日本は初めて銀本位から出金したものであります。銀本位から出金したものであります。明治三十年でし、金本位に変わりました。金本位に変わりました後、銀貨は無制限通用力を持つておつた。従つていわば本位貨幣に準ずるような考え方で銀貨を取り扱つて参つております。従ひまして、本位貨幣がその名目価値と素材価値とがびつたり合ふなければならぬと同じ意味において、非常に名目価値と銀貨の素材価格とが近かつたという沿革的な理由がございます。アメリカにおきまして、これはやはり同じような事情があつたと私は承知いたしております。

す。そういう点がござりますので、若干私の説明が舌足らずで御理解いただけなかつたかと思ひますので、つけ加えておきます。

そこで、お尋ねの、銀の品位を今度の百円硬貨の場合にも少し上げたかどうかというお話につきましては、先ほど申し上げました、やはりその純分だけではない、その一個あたりの中どの程度の銀を含ませるのかがいかという問題であります。この点は先ほど申し上げましたように、まだきめておりませんが、衆議院の大蔵委員会付帯決議がありました趣旨に沿つて、できるだけそのラインに沿えるように研究いたして参りたい、かように考えている次第であります。

○平林剛君 銀貨の大きさと品位等につきましては、あなたの方の専門的に御研究なされる役割だと思ひますけれども、同時に、通貨発行元の、総元締めである日本銀行の見解も聞く必要があるのじゃないだろうか、政府としては今日までの間にこのことについて話し合はれたことがござりますか。

○政府委員(河野通一君) まだ、今申し上げましたように、私もは、いろいろ事務的にはあれこれ検討しておりましたけれども、まだ法案も御審議をいただいた中でござりまするので、法案でも通過いたしました上で、各関係の向きの方々の御意見も十分に伺つて参りたいというつもりでおりますが、今までまだ具体的に固まつた意見として日銀の意見はまだ聴取いたしておりません。

○平林剛君 事務当局の御見解はその程度にいたしまして、後ほどこれについて、国会の意思もござりますから、そのことについては責任者の大蔵大臣にあつてお尋ねをしていきたいと思ひます。

そこで、今度は角度を変えて、銀貨と紙幣との關係について若干お尋ねをしておきたいと思ひます。百円銀貨が製造されて、これが國民の通貨として発行流通されることになりまして、日銀券の製造高、特にこれに対応する百円紙幣が少なくなつてくるのではないかと。また先ほどのあなたの御説明の通りに、銀貨も発行する、紙幣も流通させるということになりますと、大体全般的な需要量からみまして、そこにバランスがとられてくる。その結果、百円紙幣の製造高が少なくなつてくるのではないかと、こゝろ懸念があるわけでありまして、あなたの方の試算では、銀貨の発行後、百円札の製造枚数はどういふふうに変化をされていくか。銀貨の発行高につきましては、昨日でしたか、三十二年度から十一年の計画についてお話しございましたから、それと対応して百円札の製造枚数の計画はどういふふうに変化をされていくだろうか、これについてお示しをいたしたいと思います。

○政府委員(河野通一君) 印刷局あるいは造幣局等のこの百円硬貨製造に伴つていろいろ出て参ります作業量の推移等を、私もが一度試算いたしましたものにつきましては、大体百円の銀行券は、三十一年の実績が五億九千万枚であります。三十二年ごろから大体それと大差のない数字で、だんだん百円の製造枚数が減つてくる。それで結局私もが今見ておりますところでは、十年後ぐらいに大体四億枚足ら

ず、三億七千万枚という数字が出てお
りますが、こうびつたり、具体的にそ
う数字をはっきり申し上げるわけにも
参りませんが、大体四億枚足らずにな
るのではないかと。その間に百円硬貨が
だんだん製造され、発行されて参りま
す。これは御承知のように、更新をす
る必要がないので、できたものだけが
累積をして流通いたして参ります。す
で、これと両方合せて、大体その当時
の通貨の発行高に対しては必要なる百
円の需要を満たし得るのではないかと、
かように見通しておる次第であります。

○平林剛君 あなたが御説明になりま
したのは、理財局として試算をなさつ
たものと思ふのであります。私の
持っている資料によりますと、三月一
日の試算で、昭和三十一年度が五億九
千万枚、三十二年度が五億九千万
枚、以下順次下りまして、三十五年に
は四億八千万、四十一年度になつて三
億七千万、こういふふうにだんだんに
減つてきておるわけでありまして。こ
うなると、本来の問題を少し離れま
すけれども、われわれとして重要な関
心を持たなければならぬ印刷局の企業
の縮小、あるいは人員の整理の問題が
起きてくるのではないのでしょうか。

○政府委員(河野通一君) これも先般
たしかこの委員会でお答え申し上げた
かと思ひますが、印刷局の銀行券の製
造は百円だけではないのであります。
千円あるいは五百円のはかに、現在の
ところでは一万円、五千円の銀行券の
印刷もやつて参つております。これら
の印刷、いわゆる銀行券の総量という
ものが印刷局の作業量に影響をいたす
わけでありまして、百円の方は、今お

話がありましたように、百円の硬貨と
併用いたしますために、年々の印刷高
はだんだん減つて参りますが、その
ほかに千円、一万円、五千円というも
のを大幅に充実いたさなければならな
い。発行高自体が年々増加いたします
ばかりでなく、現在では、この発行
に対する準備が非常に手厚いとは申し
ますと、五、六〇%というところし
かないのであります。発行高一〇〇に
対して五、六〇%しか実はないのであ
ります。これが戦争前における正常な
状態におきましては、大体発行高一〇
〇に対して準備は二〇〇から三〇〇と
いうふうなものであつたわけであ
ります。この準備率の充実というこ
とは、今後でもできるだけ心がけて参
りたい。そういうことなどいろいろ考
へて参りますと、百円の硬貨を発行い
たしますことに關連して、印刷局の
人員整理をしなければならぬというこ
とは万ないという見通しを持つてお
ります。

○平林剛君 日銀券の製造高をふや
し準備率を高めるといふことについて
は、私は異議はございせんけれども、
五、六〇%、一万円札を発行してい
くから百円券の製造高が少なくなつて
企業の縮小や人員整理といふことに
係が万ない、その結論はよろこば
い。発行につきましても、五千円札や一万円札
の発行につきましても、私どもは政府
に対して、のちに慎重に考慮しても
思つておるわけでありまして。たと
えは十カ年計画、今後どうなるかわか
りませんけれども、大蔵大臣の考えでも、千
円札や一万円札が使われるような、そ

れが一般的に使われるような世の中
にしたいという気持はお互いにつ
いてのことだと思ひます。そういう意
味で、今、五千円札、一万円札の発行
があるからいいというふうには、簡単
にあなただからお答えいたしたくは、私
の期待をしておる答ではないのであ
ります。五千円札や一万円札につ
いては、第一には政府は慎重に取扱つて
もらいたい。将来においてもこれが一般
の流通紙幣としてだれでもが使うとい
うようなことにならないような経済
を維持してもらいたい、こういうこと
を要望してゐるわけでありまして、そ
ういふ意味では、なお百円券が当初五
億一千万枚であつたのが、三億七千万
枚に減つていくことになるれば、やはり
万ないといふ企業縮小や人員整理に
係があるのではないかと心配するのは
無理のないことだと思ひます。そこで
印刷局長がおいでになつておられます
から、私は印刷局長にこの点について
ちよつとお尋ねをしておきたいと思
ひます。

今、理財局長と質疑応答してござ
いますと、百円の製造高につきましても、
三月一日現在の理財局の試算でござ
います。大蔵省印刷局で百円硬貨が発
行されたものの紙幣の製造高について
の資料によりますと、あなたの方では、
当初は五億九千万枚であるが、同じく
四十一年度になると二億枚になるとい
う試算をなさつておられるようござ
います。これは理財局と見込みが少し
違つておられるようございまして。その点
について何か、私、わかりませんので、
御説明を願ふたら幸ひだと存じます。

○説明員(大橋義公君) 将来における
紙幣、それが券種別にどういふふう
に製造計画を考えているかという問題
は、これは将来の見通しの問題でもあ
ります。なかなかむずかしい。しか
し一応われわれとしても、われわれの
経験において、直接われわれの作業に
關係してくる問題でありますので、い
ろいろ考へて試算した内容はござい
ます。そこで百円券の紙幣の製造量とい
うのは、現在印刷局の全部の作業量の
約半ばを占めており、相当と申しま
す。百円銀貨が計画的に製造され、そ
れがそのまゝ、かりに流通市場に出て
いくといふとすれば、百円紙幣は、
これは大体耐用年数と申しますか、使
用される頻度が高いために、大体一年
くらいしか持たないといふふうにな
つておるわけでありまして、実際
いろいろ關係から銀貨は市中に滞留し
ていく、その限度において、紙幣の方
は減つていく、そういうふうになつて
は考へております。先ほども理財局長
の説明にもありますように、今後国民
経済の発展に伴つて、通貨の流通量も
当然私はふえていくと思ひます。ま
たお話の日本銀行における発行準備の
量を、さらに充実していくという意味
において、通貨の製造量をさらに現在
よりふやすといふ要因はございまして
あるいは千円札が大へんきいたない、こ
れをもつときれいにしていっていい
ではないかと、こういうふうな御意見も
われわれは伺つておりますが、そうい
ふ意味においては他をさらにふやして
いく要素としてはございまして。しか
し百円銀貨が市中に出ていく限りにお
いては、百円の作業量は、にわかとい
ふ意味ではありませんが、十年の間だ
んだん減つていく、こういうことはこ

れは事実だと思ひます。現在は百円の
作業量が半ばより大きなものであり
ますので、われわれも関心が深いわけ
であります。しかしその見通しを申し
ますれば、これは、いろいろ見方につ
いて――前提となるものの見方につ
いて、専門的な立場からいろいろの批判
があると思ひますので、あるいはお持
ちの資料で先ほど申された差があると
しても、これは実はいろいろ議論の
きるところであると思ひますが、私は
この機会にこまかく申し上げることは
避けませんが、大勢としてはたゞいま
申し上げたように考へております。

○平林剛君 私はこれも確かな情報と
して得たわけではありせんけれども
も、大体、昭和四十年くらいになると
いうと、二億枚程度になるといふ印刷
局はお考えをお持ちになつておるよう
だ、ところが理財局長、あなたの試算
によると、それが三億七千万枚程度ぐ
らいだといふように、この点に多少試
算にいたしたとしても食い違ひがあり
ます。そういう意味ではいろいろ御議論
があるところだと思ひますけれども、
あなたは、この試算が印刷局とどうい
うふうに関連するのは、どういふところ
から違ひが出て来たと思はれてござ
います。

○江田三郎君 關連して、理財局の方
の試算でいくと百円券が五億九千万枚
が三億七千万枚に減る。その他の日銀
券が四億五千五百萬枚が、四十一年に
は二億六千二百萬枚に減る、両方とも
減つていくわけですね。それで、ト
ータルにおいて六割くらいに三十二年
度から四十一年度までに減つていくの
ですが、ところが作業係数で見ると七百
四十四が六百五十五といふふう

に、わ

すかしが減らないのは、私はこの表を見ておつて、どうしてもわからんので、今の平林君の質問にお答えのときに、このことをついでに答えて下さい。

○政府委員(河野通一君) 百円券その他の銀行券の印刷の製造の枚数はどの程度に押えていくのがいまいかという問題は、銀行券の発行高の推移というこの見方にもいろいろございまして、これは絶対的に正しいというところはなかなか言えないと思います。事情も變つて参りますし、ことに券種の間の組み合わせと申しますか、そういうことも違つて参りますけれども、何らそれは、はつきりした、これは絶対間違いないというのを申し上げるわけには参りません。今印刷局の数字と言われますものを示しになりましたが、私、実はそれを見ておりませんので、どういふ数字であるか存じません。それから印刷局が果して、印刷局長の承知したものとて、正式に作られておるのかどうか私は存じておりませんので、それと比較してどういふことかとを、ちょっと申し上げるわけには参りません。ただ私も、いろいろの材料から見て計算したところでは、この程度は大体その間違ひのないところじゃないか、むしろどちらかといへば、まあ、かた目に見ておるといふ気がいたすくらいであります。従つて、これ以上は、非常な作業量が減るといふことはまずないだろう、今後の推移、たとえば銀行券の発行高の増加の割合等につきましても、非常にかた目に実は見ております。従つて、そういう点で、その見方がもう少し甘く見てもいいのじゃないかという御意見はいろいろあるかと思いますが、そういう

たことで私もこれを作っている。従つて印刷局で作られたと言われておられますものを、私、見ておりませんし、それとの比較を申し上げることは私にできません。

それから江田委員のお尋ねでございますが、これは各券種によつて、一万円の札を一枚作りますのと、百円の札を一枚作りますのとは、その作業の係数というのが、量が違つてわけでありまして、一万円の札の方が、印刷の度合いも、何回も多く刷りますし、それから紙の大きさと紙の手入れ、透かし等に手間のかかります点等につきましても、はるかに多いわけでありまして、従いまして、ここで表われて参りますのは、総枚数においては減つて参りますけれども、その一枚当りの作業係数の高いものが多くなつて、作業係数の低いものが少くなるために、それを相乗いたしますと、作業量といつたしましては、枚数が減るほどには減らない、ほとんど変わらない、こういうことになるわけでありまして、一番極端と申しますか、はつきりした例を申し上げますれば、ミツマタの所要量は、枚数は減るにもかかわらず、そんなに減らないということになる。これはどういふわけかと申しますと、ミツマタの一枚当りの含有量が、御案内のように、百円においては、今三〇〇といふことになる、その他の千円、それから今製造いたしております五千円といつたものは一〇〇〇ミツマタを使つておる、こういったことで、一枚当りの所要されるミツマタの量が非常に違ふ。その量の少いものの枚数が減つて、量の多いものの枚数がふえるというので、總量においては枚数が減りますけれども、

ミツマタの所要量はそんなに減らない、こういうことに相なる次第であります。

○平林剛君 私がお尋ねしておりますのは事務的なことでありますが、同時に、国会の意思を實際に政府が実行なさるときに、国会の意思が忠実に実行されるかどうかを、あなたの答弁によつてたしかめていくわけでありまして、衆議院の大蔵委員会におきましては、この法律通過によりまして、企業縮小、それから人員整理等が行われないうちを、付帯決議として求められているわけでありまして、昨日は造幣局の問題について、通貨法が通らない場合においても、工場閉鎖その他があるかと聞いたら、それについてはないというお答えがありましたから、きょうは逆に印刷局の場合をお尋ねをしていくわけでありまして、ところが今の質疑応答で、あなたが答えになつていくのを聞くと、国会の決議は決議だけに終つて、そうして實際の実行に當つては、国会の決議は空になつてしまふのじゃないかという心配をいたしてゐるわけでありまして、その理由は、第一には、印刷局においては、通貨の発行後十年のうちに、試算をしてみると大体二億枚程度になる、百円紙幣について、あなたはこれは三億七千万枚になる。印刷局のことは知らないが、準備高を充たしたり、あるいは五千円札、一万円札の発行を考へれば、さうなことは万ない、こう言われておるわけでありまして、どうもその点について、なお実際の担当者である印刷局長の方のお答えが少し心もとないわけですね。それから同時に、あなたは、かた目に計算をしておると言われますけれども、

ども、理財局の三月一日の資料を、私、拝見いたしますと、かた目どころじゃない。あなたの方は年末通貨の発行高を基礎にして日銀券の製造高を試算なさつておるわけでありまして、大体年末通貨の発行高というのは各月から比べたら一番高いというのが常識だと私は思うのです。一年間を通じて、月平均の発行高に比較して百円券がどうだというならば、これは、かた目に計算をしてゐるのだというお言葉は納得できるものであります。あなたの方の資料によりますと、年末通貨の発行高を基礎にして、なおかつ百円券は三億七千万枚に減つてきておる、こういうことになる、せつかく国会が、造幣局や印刷局の事業縮小、首切り等については、しないといふことをしつかり約束しなさいと言われても、ここが、さうになつてしまふのじゃないかと、さういふ心配をしておるわけでありまして、いかがでしょう。

○政府委員(河野通一君) お言葉を別に返すつもりはございません。ございませぬが、紙幣が一体一番たくさん出るのはやはり年末であります。年末の紙幣の発行に支障のないようにしていかうのが一番必要なことでございまして、年末の通貨が一べん出ても、あとは確かに引込みます。引込みますと、とにかく年末の通貨の発行がふえるときに、それに対処し得るような枚数といふものは、やはり製造には考へていかなければならない。これはどういふことかといひますと、年末の発行高に對してどの程度の準備をしておけばいいかといふことになれ

ば、これは準備率を上げなければならぬ。これはどちらをとつても私は差しつかえないと思ひます。平均発行高をとれば三倍持たなければならぬ、年末発行高によれば準備は二倍でいい、ということになるのでありますから、その点は準備率との相対関係において見るべきもので、平均発行高をとつて、そのかわり準備率を上げていくといふことでも私はいいと思ひます。少くとも年末の発行高といふものは、通貨はとにかく出るのですから、その通貨が出る一番最高のところをつかんでいくという行き方は、実は私は甘く見たわけでもありません。水増ししたでもないのではありません。それに対してどの程度の準備率を持つつかといふことの計算の仕方なんです。この点については、私は、戦前の状況から見れば、これでむしろ決して十分とは思つておりませんが、だんだんそれを充実していくということにしていったらいいんじゃないか。十年後においてもだんだんその準備率をふやしていくといふことでやつていくべきではないかと考へております。

○青木一男君 関連して、平林委員は非常に理財局と印刷局の統計の食い違ひについてお伺ひになつたようですが、印刷局、これは昔の官制、今の組織法その他によつて、作業官庁でございまして、通貨の所要量とか、そういうことの担当する部局は、私は今でもやはり理財局じゃないかと思ひます。従つて、印刷局が理財局から資料をもらはずに、独自のそういう統計を作れるはずはない、さう私は思ひますが、印刷局のあるいは組織法でも私

を多くするという決定と食い違ひが出てくるわけだ。たとえば百円硬貨の銀の含有率を可及的多くするということになりまして、今の政府の保有の地金、あるいは将来接収貴金属の処理によりまして、銀が使えなくなるということになりまして、八億枚の製造計画を立てておいたのでは、国会の意思は、結局この点からずれてしまうことに相なるわけでありまして。そうすると、国会で定めた含有率の取りきめということのは、この計画を執行することによつて不可能になつてしまふ。従つて若干の計画の変更が必要ではないか。そうでなければ、国会でおきめになつた意思と違ふことを政府の事務当局はおやりになる、こういうことに相なるわけでありまして。そういう意味で、あなたの昨日の答へは、今までの計画であつて、国会の御意思を尊重することに、なれば、若干計画には変更があるのではないか、こういう御答へが得るはずであります、いかがでしょう。

○政府委員(河野通一君) お答へ申し上げます前に、ちよつと先ほど耐用年数の問題で、正確な数字を申し上げませんでした、百円は現在一年と申し上げましたが、一年一カ月、十三カ月となつておりますから、訂正いたします。

今お尋ねの点であります、先に私が申し上げましたのは、八億枚足らず、七億七千万枚と申し上げたので、正確に申し上げますと、今の計算でいきますと、七億七千万枚であります。従つてその点にも若干のあれがございます。それからもう一点は、今、接収貴金属の処理が済みました際におきまして、国の所有に帰する銀の量と、今

手元にありまする量と合せますと、大約二千万と申し上げましたが、これは正確に申し上げますと、二千七十万くらいになるんじゃないかと思ひます。そういう点について、非常に大ざつぱな数字を申し上げておりましたので、詳しく申し上げます。それから、なお、昨日の御質問に対して、民間の新産銀について買い上げて、それで銀貨の用に充てるかというお話に対して、これは今のところ考えていないということを申し上げました。接収貴金属の中の二百七、八十トンじゃないかと思うのであります、三百トン足らずのものが民間に帰属する銀がございまして。これは場合によつてはこれを銀貨の材料として買い上げるといふことになれば、今そういうことは考えておりませんけれども、場合によつてはそういうこともあり得るという点もございまして、大体この計画自体の枚数が、十年先のことでございまして、これでびた一文減らさないと、か、びた一文ふやさないと、かといふことまで、ここで私が約束申し上げても、なかなかこれはむづかしい問題ではないかと思ひまして、今申し上げましたように銀の総量にも相当な弾力もございまして、枚数にも正確に申し上げれば若干の相違はございまして、その辺はそう私は正確に、一枚といふことも減らさないと、あるいは一枚といふこともふやさないとまではつきり申し上げておるわけではございませんけれども、今後の情勢によつて相当弾力的に考えていつていいのではないか。今見通される計画では、こんな程度ではないかと思ひます

けれども、そういう点について、そんなにきくしやくした考え方は持つておりません。

○平林剛君 それはそうですよ。製造計画よりも国会の意思の方が先行するといふのが、これは当り前のことでありますから、弾力性がなくちや困るわけでありまして。でも、もつと率直にあなから答弁をされた方が、私の気持も通りがいいわけでありまして、その点をもつと率直にお答へを願つておきたいと思ひます。しかもあな

たのきのうの答へだと、私はその点を念のために確かめておいて、将来民間から買い上げたりなんかするような計画がありましてと言つたら、ないと言つたでしょう。きょうは、将来はそういうこともあり得ると、こういうふう

に言われるわけだ、その点などもやはりいろいろなことを考えながらお答へを願わないか、という、私どもの判断に狂ひが出てくるわけでありましてから……

最後に大蔵大臣に、ただいままで事務当局と質疑応答して参りましたことにつきまして、責任者の立場からお答へをいただきたいと思ひます。事務当局の答へによりまして、「各種紙幣の廃棄率をたかめること」「百円硬貨の銀の含有率を可及的多くすることともにその大ききについては十円貨程度とすること」こういう付帯決議に對しまして、事務当局としては、まだ結論を得ていない、当然のことながら国会の御意思は尊重する、こういうお答へがあつたのであります。しかし、検討して努力をする、尊重するといふことは、私の承知しておりますところでは、自由民主党と日本社会党との間

に行われました内容と、若干条件が違つたわけでありまして。この中におきましては、銀の含有率についても、諸外国の例等から見て、また通貨の品位を高めるといふ意味から見て、六〇%程度にするといふこともございまして。この数字もはつきりしておることであり

ます。事務当局としては、大臣のお答へのない前に、さうだといふことはなかなか言ひがたいので、私に対する答へは先ほどのような程度に終つておると思ひますが、大蔵大臣としては、国会における付帯決議について、一ツ具體的に政府の考えをお示しを願ひたいと思ひますのであります。

まず最初に、「各種紙幣の廃棄率をたかめること」「百円硬貨の銀の含有率を可及的多くすることともにその大ききについては十円貨程度とすること」、これについては、ややこまかいことになりまして、けれども、それが大事なことでありまして、大臣として、付帯決議に対するお答へをお述べ願ひたいと存じます。

○国務大臣(池田勇人君) 二つの問題の先の方の、「各種紙幣の廃棄率をたかめること」と言つたことは、私は大賛成であります。国会の決議があらうがあるまいが、自分として念願しておるところであります。決議がありますと、けれども、もちろんそれによつてやるのでございまして。自分自身としてもそういう考えを持つております。

それから「百円硬貨の銀の含有率を可及的多くする」といふことも、これはいろいろな点から考えなければならぬとありますが、これは理屈を申しますとかなりあります。が、国会の意思がそういうことならば、可及的に多くするといふ言つても、実はなんぼにするときま

ていないのでございまして、もともとが……。だからどの程度にするかといふことは、やはり各般の事情を考えまして、今試験的にやつた分よりは、それは国会の意思がこうならば、多くしたいと思ひます。

それからこの大ききも、「十円貨程度」といふことでございまして、これはやはり何と申しますか、この十円と百円とを、暗がりでも見るとか、あるいはまた何と申しますか、前はぎざぎざをつけるのと、つけないのとがございまして、それから厚さその他の関係で、自動電話とか、いろいろな点がございまして、これはまあ専門的になると思ひますが、その点は十分考慮したいと思ひつております。

○平林剛君 一般的には今のお答へで私も満足すべきところでありましてけれども、これは衆議院の段階における諸般の事情がございまして、もう少しこまかいことについて大臣にお答へを求めておきたいと思ひますのであります。

衆議院におきましては、政府、与党ならびに衆議院大蔵委員長、理事との間に、銀の含有率についても六〇%程度とするという確約がございました。元來含有率をどうこうするといふことまで申し上げるのは、まことに恐縮でございましてけれども、しかし各般の事情から、大臣にもその点を御了解願ひまして、この私の問に対して、その通りであるといふお答へをちょうだいしたいと存じます。

○国務大臣(池田勇人君) 六〇%程度といふことは、実は聞いておりませんでした、この付帯決議が衆議院の大蔵委員会でも出されまして、私はちやうど出席いたしておりました。御趣

旨に沿うという返事はいたしませんでしたが、返事をしてもいい気持でおったのでございます。それだけ空気がなごやかでございました。その六〇%というのを聞きまして、七〇%でなしに六〇%程度なら、大体いけるのじゃないかと思ひます。

○平林剛君 それじゃまたもう一つ、印刷局、造幣局の職員に対して、人員整理させず、その他労働条件の低下などをさせないよう配慮すること、この付帯決議についても、大臣としては当然でございまして、念のためにお答えをいたしたいと思います。

○国務大臣(池田勇人君) これは大蔵卿下でございまして、大蔵大臣としては、おっしゃらなくても、こういうことは考えなきゃならぬことは当然のことだと考えます。

○平林剛君 またあとに質問を保留しておきますが、ミツマタ関係のことについて政府の見解を求めたいと思ひますから……。しばらく江田委員に私の質問を譲りたいと思ひます。

○江田三郎君 この三十二年三月二十一日の臨時通貨法の一部改正に関連するミツマタ対策要綱という閣議決定ですね、これに基づいてちよつとお尋ねしたいのですが、その第一の項に、「百円硬貨発行に伴うミツマタ対策に關しては、昭和三十一年度の局納ミツマタの数量を将来下廻らざるよう措置することとし、この旨を大蔵大臣よりミツマタ生産者に対して文書をもつて通告すること、また右の文書は将来の局納ミツマタの数量に關する計画を貼付する」と、こういう内容がありますが、この法案通過の時には当然これが実行されると思ひますが、この際に大体構想

として大蔵省の方で持つておられる将来の局納ミツマタの数量に關する計画というものはどういふ数量になるわけですか。

○政府委員(河野通一君) 具体的な詳細なところまで、数字が一応は作つてございまして、大体の数字で申し上げますならば、三十一年度が三十五万貫です、ミツマタの所要量が。それが三十二年、本年度におきましては、それが三十九万貫ちよつとになつております。大体その三十一年度の三十五万貫は相当程度今後十年間くらいは上回るような見込みで所要をされるということとございまして、大体三十八、九万貫程度の数字に相なる、かやうに見込んでおる次第でございまして。

○江田三郎君 こまかいことは別にして、あなたの方で試算で出された三十一年度三十五万貫、四十一年度三十九万貫、大体この辺の数字で計画を貼付された通告を出される、こよう了解していいわけですか。

○政府委員(河野通一君) 繰り返して申し上げますが、三十一年度の三十五万貫よりも相当程度高い数字になるのじゃないかと思ひます。大体三十八、九万貫程度になるのではないか、かやうに考えております。

○江田三郎君 その際この価格については、この要綱の三に、「局納ミツマタの価格は生産費その他の関連生産物価格その他の経済事情をしんじやくの上決定するものとする」と、こやうなっておりますが、これはこの文章は文章として、具体的にどの程度なるのですが、大体この価格についても三十一年度価格を下回らない、こよういふ工合に考えてよろしうございしますか。

○政府委員(河野通一君) この点につきましては、これから具体的にいろいろ検討いたさなければならぬと思ひますが、少くともミツマタ生産者の立場、事情等は十分に配慮して、価格の具体的な決定をいたして参りたいと、かやうに考えておる次第であります。

○江田三郎君 その生産者の立場は配慮するといふのは、これは抽象的におつしやつたところで、どんな数字を出しても、あまりけたはずなことはともかくとして、配慮しておるといへばそれまでですから、だからして三十一年度の局納の価格といふのは、いずれ私は生産費その他関連生産物価格等をしんじやくしておきめになつたと思うのです。将来非常なデフレでも出ればともかくといたしまして、経済状態がまず今のやうな情勢でいく限りにおいては、当然三十一年度の価格を下回らないと解釈しなければ仕方がないことになりまして、そよう解釈してよろしいですか。

○政府委員(足立憲郎君) 江田委員のお話にございまして、経済情勢の特別な変化がない限りは、私も常識としては、三十一年度の価格を下回るといふことはあり得ないと思つております。これは政府としてここで言明をするということになります、将来のどんな変化があるかわかりませんが、絶対に引き下らないといふことは、これは言明はできませんが、常識として今おつしやるやうな想定に立つ以上は、三十一年度の価格は下回らないといふふりに思つております。なお、要綱にもございまして、需給協議会を作りまして、買ひ上げ数量と価格につ

きましては、生産者及び学識経験者の意見も十分聴取をいたしまして決定をいたしますので、今申し上げましたやうに、三十一年度の価格を下回るといふやうなことも方あり得ないといふふりに考えてはおります。

○江田三郎君 ですから、そやうことをだれが考えたつて、政務次官のおつしやるやうな常識で考えられるので、それを一体なぜ理財局長が答弁をし得られるのか、あるいは大蔵省へ残る将来が、政務次官より理財局長の方が年限が長いから、大事をとつていふのか、もしもそれがない、なぜ理財局長はそこ

のところだけ答弁を避けられるのか、私はおかしいと思ひるので、政務次官と同じことを言えませんか。

○国務大臣(池田勇人君) 閣議決定に加わりました私として申し上げますが、御質問の点、気持はわかりますが、この閣議決定いたしました一から六までをおくみ取り下さいますと、われわれはミツマタ業者のことを特に考へていふということが現われると思ひます。従ひまして江田さんの御質問に對しましては、私たちが政務次官が答えた通りでございまして、閣議に出席いたしました私から答えるのが一番いいだらうと思ひます。

○江田三郎君 だから今の閣議決定の二の中の、政務次官が取り上げられまして需給協議会といふことになってい

ますが、需給協議会は当然本法が通過したら、三十二年度から早急に発足されるものと、こよう解釈してよろしいわけですか。

○国務大臣(池田勇人君) さやうでございまして。

○江田三郎君 なお関連して、学識経験者五名といふのは、大体ミツマタの

学識経験者といふのは、どういふ方面のことを予想してゐるのですか。

○政府委員(足立憲郎君) これはあとから農林省関係の問題でお話が出るかと思ひますが、やはり今後の需給対策を確保するといふ意味からいたしまして、販路の確保といふことが、擴張といひますか、こやういふ点につきましても配慮をする必要があると思ひますので、この学識経験の中には、こやういふ特殊な組織関係の技術的な学者といひますか、あるいはまた販路方面、これを支う方面ですね、パルプ関係といふ人々もぜひ参加を願ひたい。その他農業団体、そやういふ方面の学識経験者を一応予想いたしておるのでござい

ます。

○江田三郎君 だから、これだけ読むと、毎年度の局納ミツマタの数量、価格の決定に關し協議を行うといふことで、私はその範囲かと思つたら、政務次官の答へでは、もつと需給協議会の仕事は広いようです。そやういふ広い角度から取り上げたこともけつこやうですが、そやういふことになりまして、最後にもう一つは、これは農林省の方へお尋ねしたいのは、この閣議決定にミツマタ生産者に対する将来の対策を、農林省においてすみやかに確立すること、こやういふことがあるわけ、三月二十二日の閣議決定から日もたつておりますので、相当具体的な計画ができていふと思ひますので、この際お知らせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(八木一郎君) 三月の閣議決定後、農林省といたしましては、この方針に従ひまして、直ちに調査に着手し、現に現地にも出向きまして、特殊な農業事情等の調査に係官を今派遣

しておる状況でございます。

○江田三郎君 まあ調査に出向いてい
るということも親切でけっこうですが、
大体この大きな方向を私はお聞きし
ておきたいのでして、一体農林省とし
ては将来のミツマタというものは、こ
れは生産計画を縮小しなければならな
いと考えておられるのか、あるいは新
しいこの用途をみつめて、さらにミツ
マタというものは今後縮小しなくて
も、むしろ拡大してもいいというよう
にお考えになっておられるのか、その基
本的な点はどうかっているのか。

○政府委員(八木一郎君) 御質問の第
一点の数量見通しは、現状を下らな
い、現状を維持し得るという前提に立
ちまして、特にこの地方の、このミツ
マタ生産地方の立地条件に即したとい
うような施策を立案して参りたい、従
てその中には、酪農を取り入れると
か、あるいは畑地、山地の振興施策に
当てる仕事をふやせるとか、一つの手
段、方法では尽きませんので、いろい
ろと今調査を進めながら方向をその方
向に置きまして検討しておるのでござ
います。

○江田三郎君 政務次官もよく御承知
と思いますが、ミツマタの植えてい
るところをですね、急に酪農を持ってい
くとかあるいは畑地と言ったって、
そうあつた地帯が簡単にいくものでは
なくて、この点についてはかねがね
大蔵政務次官はこういうことについて
検討されておつたんで、この際、一つ
大蔵政務次官の方の考え方を承わつて
おきたい。

○政府委員(足立憲郎君) ただいま八
木農林政務次官からお答え申し上げま
した通り、われわれ基本的な態度とい

たしましては、やはり現在ミツマタ
を植えておりますものはなるべく減反
等をさせずに販路も確保していきたく
い、で、局納の面につきましても、で
きるだけ買い上げていきたい、生産者
を保護していききたいという考え方であ
ります。しかしながら地帯によりまし
ては、他に転換をした方がより有利で
あるという農民の希望もあろうかと思
います。で、今まで私直接生産者の代
表と接触して参りましたが、御希望を
いろいろ伺つておりますとまあまちで
ございまして。従つて政府としてこの手
を一本打てば生産者が救われるんだと
いう手はなかなか見つからないのであ
ります。で、私も生産者に対してまし
ても、この際、地方々々でやはりいろ
いろ立地条件が違ひますから、たとえ
ばこの地帯に農道をつけてくれ、林道
をつけてくれ、そして山を開発したい
というところもありましよう。あるいは
はまた今酪農には向かぬとおっしゃい
ますが、必ずしも全部向かぬわけじゃ
ございませんので、やはり酪農を入れ
たいというところもございましよう。

また養鶏をやりたいというようない
具体的な申し出もございまして。こうい
うものにつきましても、政府として今農
村建設その他いろいろ手を打つており
ますから、こういうものとのにらみ合せて
できるだけの処置を、その地帯に對し
て特別な計画を立てて特別な処置を
とつて、計画的に具体的に措置してい
きたいという考えは持つておりますが、
これは今申し上げた通り、まあまあな
希望がございまして、農林省でせつか
御調査願ひ、また生産者の団体もこ
れを煮つめて持つてきてもらいたいとい
うことを申し上げているような状態

でございますので、結論的なことは
ちよつと申し上げられないと思ひます。
○江田三郎君 大蔵政務次官、なかなか
かごうんちくを傾けられた窓口の広い
答弁をされて、その中に何か一つ
ぐらい当るものがあるかと思ひます
が、(笑聲)要は骨子になるものはあ
なたが最初に言われた、将来減反等を
させないように、こういう点が私は一
番肝心だと思ひんで、そのためにある
はもつともいいものがあればそれは
變つてもいいのですが、この計画の立
たざるうちに減反等をさせないやうに
いうその御配慮は一番私は肝心なもの
だと思ひますが、農林省の方でもおそ
らく私はそういう考え方だろうと思ひ
ます。ただ従来ミツマタ生産について
は補助政策をとつておられましたが、
それは一体どういふやうにされるつも
りです。

○説明員(西村周一君) 現在ミツマタ
の共同育苗を昨年まで補助金で出して
おりました。それを今後改良資金とし
て出すことに本年度の予算からなつて
おります。そのほかなお改良資金に從
来入れてございせんでしたミツマ
タ、ゴソソの蒸留施設でございませ
ね、これを改良資金の中に組み入れて
本年から実施するやうにいたしました
と考えております。そういうふうにと
後、ただいま調査をやつております結
果によりまして、何とかもう少し生産
者の手取りを少くしないで生産費を下
げる方法を講ぜられまして、それに
よつて販路の拡張をはかつていきたく
い、使用量は減少しないという関係
決定になっておりますから、ただいま
お話のありましたやうに、現在の生産
はそのまま維持する方法においていろ

いろ調査の結果に基いて、来年度の予
算に組み入れてやつていきたいと思ひ
ております。
○委員(廣瀬久忠君) 一括議題に付
してありますが、一つ一つの案に決定
を進めていきたいと思ひます……
○平林剛君 臨時通貨法の一部を改正
する法律案にもう一つだけ大蔵大臣に
お尋ねをしておきたいと思ひます。
この臨時通貨法の問題がいろいろ議
論をされておりました過程で、通貨の
系列を整えるというやうなお話がござ
いまして、これが通れば、すぐ五千円
札、一万円札などの高額紙幣が発行さ
れる、こういう心配もありまして、今
後の国民経済に与える影響、あるいは
国民の心理等を考えまして、かなり議
論がございまして、しかし最近の経済
事情を見ますと、高額紙幣の発行につ
いてかなり慎重を期さなければならぬ
という情勢に私は心がけるのであり
ますが、大臣のこのことについての御
見解をお聞きしておきたいと思ひま
す。

○國務大臣(池田勇人君) いろいろ議
論がございまして。私は今から数年前千
円の銀行券を出します時も大蔵大臣
で、いろいろ考慮をいたしたのでござ
います。そういう経験があるから、今
度は一万円札を出すというのじゃござ
いせんが、いろいろな経済各般の事
情を見まして、いつ発行するかという
ことは、この百円紙幣を出す出さぬに
よつてきまらるべき問題じゃないので、
全般の点から十分考慮してやりたいと
考えております。

○平林剛君 ただいまの大臣のお答え
は、臨時通貨法が通過したら、直ち
に通貨の系列を整えるということ、で、
五千円札、一万円札が発行されるもの
ではない、この高額紙幣の発行につ
いては経済の動向も考へて慎重を期す
ものであると、こういうお答えと理解
をいたしたのでございまして、よろ
しゅうございませうか。
○國務大臣(池田勇人君) その通りで
ございまして。
○委員(廣瀬久忠君) 他に御質疑は
ございせんか。
〔なし〕と呼ぶ者あり
他に御質疑もないやうでありますか
ら三案に対する質疑は終了したものと
認めます。

それではまず、準備預金制度に關す
る法律案について討論に入ります。御
意見のある方は賛否を明らかにしてお
述べを願ひます。――別に御発言もな
ければ、討論は終局したものと認め、
これより採決に入ります。
準備預金制度に關する法律案を問題
に供します。本案に御賛成の方は御挙
手を願ひます。
〔賛成者挙手〕
○委員(廣瀬久忠君) 全会一致であ
ります。よつて本案は可決すべきもの
と決定いたしました。

○委員(廣瀬久忠君) 次に、預金等
に係る不当契約の取締に關する法律案
について討論に入ります。御意見のあ
る方は、賛否を明らかにしてお述べを
願ひます。――別に御発言もなければ、
討論は終局したものと認め、これより
採決に入ります。
預金等に係る不当契約の取締に關す
る法律案を問題に供します。本案に賛
成の方は御挙手を願ひます。
〔賛成者挙手〕
○委員(廣瀬久忠君) 全会一致であ

○委員(廣瀬久忠君) 他に御質疑は
ございせんか。
〔なし〕と呼ぶ者あり
他に御質疑もないやうでありますか
ら三案に対する質疑は終了したものと
認めます。

それではまず、準備預金制度に關す
る法律案について討論に入ります。御
意見のある方は賛否を明らかにしてお
述べを願ひます。――別に御発言もな
ければ、討論は終局したものと認め、
これより採決に入ります。
準備預金制度に關する法律案を問題
に供します。本案に御賛成の方は御挙
手を願ひます。
〔賛成者挙手〕
○委員(廣瀬久忠君) 全会一致であ
ります。よつて本案は可決すべきもの
と決定いたしました。

○委員(廣瀬久忠君) 次に、預金等
に係る不当契約の取締に關する法律案
について討論に入ります。御意見のあ
る方は、賛否を明らかにしてお述べを
願ひます。――別に御発言もなければ、
討論は終局したものと認め、これより
採決に入ります。
預金等に係る不当契約の取締に關す
る法律案を問題に供します。本案に賛
成の方は御挙手を願ひます。
〔賛成者挙手〕
○委員(廣瀬久忠君) 全会一致であ

ります。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(廣瀬久忠君) 速記をつけ

○委員長(廣瀬久忠君) 次に、臨時通貨法の一部を改正する法律案について討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○平林剛君 私は、ただいまの法律案に対して、社会党を代表し、賛成の意を表します。

ただ、臨時通貨法の一部を改正して新たに国民の通貨となる百円銀貨のあり方、品位等につきましましては、今後の国民に対する通貨の信頼、あるいはそこから起きてくる経済の動向等を考えまして、慎重を期さなければならぬというところをかねがね主張して参つたのであります。特に、通貨は国民の利便ということを優先して考えなければならぬ、こういう意味で、今国民が日常生活において使つておる百円紙幣と百円銀貨と比べてみまして、一体どちらが便利であるかということを中心に議論をなさねばならぬところでありまして、これについては、国民全般の意見を求める機会がございせんでしたけれども、政府のその後の説明によりまして、紙幣と貨幣と両々相待つて国民の通貨とする、こういう話もわかりましたので、今まで私どもが考えておりました点につきましては、なお、若干の疑念は存するのでありますけれども、この際、諸般の事情を考へて賛成することにいたしました。なお、今日まで本委員会において質疑応答を重ねて

参りましたことに対して、政府の答弁がありましたことは、どうか責任を持つて忠実に処理されるように希望するのであります。

なお、この機会に、私は若干の付帯決議を付して皆さんの御賛成を同時に得たいと思ひます。付帯決議を朗読いたします。

臨時通貨法の一部を改正する法律案に対する付帯決議案

一、最近の経済事情にかんがみ、高額紙幣(五千円札、一万円札)の発行については特に慎重を期すること。

一、百円銀貨の発行に当つては、政府は次の諸点を十分配慮をすべきである。

1 みつまたの政府買上量については、今後三十一年度水準を下廻らないようにすること。

2 各種紙幣の廃棄率をたかめること。

3 百円銀貨の銀の含有量を可及的多くするとともに、その大きさにつては十円貨程度とすること。

4 印刷局、造幣局の職員に対して、人員整理をせず、その他労働条件の低下、工場閉鎖などなさないよう配慮すること。

内容につきましては、すでに各委員お聞き取りの通りであります。衆議院の付帯決議と若干違ふところは、第一の高額紙幣に対する点、それから質疑応答で明らかになりました工場閉鎖をせまいということを加えてあるだけであります。

本法律案を賛成するに当りまして、同時に付帯決議を付して本案の議決と

せられることを希望いたしました。私の賛成意見を終ることにいたします。

○西川基五郎君 自由民主党は、本案に賛成いたします。

ただ、審議の過程におきまして問題になりました大きな点は、やはりミツマタ問題、あるいは印刷局、造幣局の職員、ことに印刷局の職員の問題であります。私は、この問題が出ましてもかまいません。私は、この問題が出ましてもかまいません。私は、この問題が出ましてもかまいません。

なほ、ただいま議決いたしました三案についての諸般の手續は先例により委員長に御一任願いたいと存じます。それから三案に対する多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名

本内 四郎 西川基五郎
江田 三郎 平林 剛
天坊 裕彦 青木 一男
横川 信天 田中 茂穂
塩見 俊二 土田国太郎
苦米地英俊 宮澤 喜一
大矢 正 栗山 良夫
前田 久吉

○江田三郎君 付帯決議に対して、あいさつして下さい。

○國務大臣(池田勇人君) 先ほど本委員会におきましてなされた付帯決議は、まことに私も同感でございまして、十分その趣旨に沿つていきたいと考えております。(拍手)

○委員長(廣瀬久忠君) 暫時休憩いたします。二時半より再開いたします。

午後一時三十分休憩
午後三時三十分開会

○委員長(廣瀬久忠君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

議事に入るに先立つて、委員の舉動について御報告いたします。

本日付をもつて木暮武太夫君、天田

委員提出の付帯決議案の問題に供します。平林委員の付帯決議案を本委員会に決議とすることに賛成のお方の御署名を願ひます。

〔賛成者署名〕

○委員長(廣瀬久忠君) 全会一致であります。よつて平林委員提出の付帯決議案を本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なほ、ただいま議決いたしました三案についての諸般の手續は先例により委員長に御一任願いたいと存じます。それから三案に対する多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名

本内 四郎 西川基五郎
江田 三郎 平林 剛
天坊 裕彦 青木 一男
横川 信天 田中 茂穂
塩見 俊二 土田国太郎
苦米地英俊 宮澤 喜一
大矢 正 栗山 良夫
前田 久吉

○江田三郎君 付帯決議に対して、あいさつして下さい。

○國務大臣(池田勇人君) 先ほど本委員会におきましてなされた付帯決議は、まことに私も同感でございまして、十分その趣旨に沿つていきたいと考えております。(拍手)

○委員長(廣瀬久忠君) 暫時休憩いたします。二時半より再開いたします。

午後一時三十分休憩
午後三時三十分開会

○委員長(廣瀬久忠君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

議事に入るに先立つて、委員の舉動について御報告いたします。

本日付をもつて木暮武太夫君、天田

勝正君が委員を辞任され、その補欠として横川信天君、椿繁大君が委員に選任されました。

○委員長(廣瀬久忠君) 接収貴金属等の処理に関する法律案を議題として、政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(足立嘉郎君) ただいま議題となりました接収貴金属等の処理に関する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

終戦後、連合国占領軍は、本邦において政府及び民間から金、銀、白金、ダイヤモンド等の貴金属等を接収したのであります。平和条約の発効と同時に、これらの貴金属等を日本政府に引き渡したのであります。そこで、政府といたしましては、さきに接収貴金属等の数量等の報告に関する法律によつて貴金属等を接収された者から必要な報告を徴し、その内容の調査を進める一方、連合国占領軍から引き渡された貴金属等の調査を実施し、その状況もおおむね明らかになりましたので、今回、これら接収貴金属等について返還その他の処理をいたしますため、本法案を提出した次第であります。

以下、本法案の概略を御説明申し上げます。

まず第一に、貴金属等の被接収者は、法律施行の日から五ヵ月以内に、大蔵大臣に対しその接収された貴金属等の返還を請求することとし、被接収者が右の請求をしない場合には、接収された貴金属等の所有者が、法律施行の日から七ヵ月以内に、請求を行うことを認める等、返還請求の手續を定めることといたしました。

一三

第二に、この返還の請求に對し、大蔵大臣は、当該貴金屬等の種類、形状、品位及び個數または重量を、接収の事実を明らかにする証據等によつて認定することとし、認定された貴金屬等につきましては、それが政府の保管している貴金屬等のうちで特定する場合に、そのものを返還し、特定しない場合には、各貴金屬等の種類、形状、品位及び重量のそれぞれの明確度と、各貴金屬等が溶解されて変形している可能性、あるいは、その代替物がある可能性に依りて、特定するもの以外の残余の保管している貴金屬等を、接収された貴金屬等の個數または評價額の割合により按分して返還することとした。

第三に、この法律により返還される貴金屬等につきましては、国、公共企業体、地方公共団体及び日本銀行の所有にかかるとをのぞき、連合国占領軍から引き渡して受けて以来返還されるまでの保管費用等に相当する額として返還を受けた価額の二割に当る金額を国に納付せしめることとし、なお、これに伴う課税上の必要な調整措置を規定した。

第四に、接収された貴金屬等のうちには、交易官用、社団法人中央物資活用協会または社団法人金銀運営会が、戦時中、政府の金、銀、白金またはダイヤモンドの回収方針に基き、政府の委託によつて民間から回収したもの、金銀配給統制株式会社政府の指示に基いて、交易官用または中央物資活用協会の回収した貴金屬を買い入れたもの、金銀運営会が、戦時中、政府の指示に基き、旧日本占領地域における通貨価値の維持等の目的をもつて金製品

を輸出するため、旧金貨金特別会計から払い下げを受けたもの、及び軍需品の製造に従事していた者が、軍需品を製造または修理するため、その材料として、戦時中、旧軍または軍需省から買入れたものがあるが、これらは、すべて国に帰属させることにし、これらの者に對しては、右貴金屬等を取引し、または加工した際の代金及び手数料等に相当するものをそれぞれ交付することとした。

第五に、以上の認定、返還その他の重要事項の処理の万全を期するため、大蔵省に接収貴金屬等処理審議会を設けることとした。また、認定等に対する不服の申し立て、虚偽の請求に對する罰則等所要の規定を設けることとした。なお、國に帰属または返還された貴金屬等で一般會計に所屬するものは、無償で、貴金屬特別會計の所屬に移して管理することとした。

第六に、接収貴金屬等の処理につきましては、その數量が膨大である上に、きわめて困難な事務であり、また、かねて行政監察特別委員会が議題として取り上げられた経緯もあり、その処理は特に慎重かつ公正に行ふ必要がある。そこで、大蔵省管財局に臨時貴金屬處理部を新設して、これらの事務を専ら担当するのが適當であると認めた次第でござい。なお、この處理部は、あくまでも臨時的なものでござい。また、接収貴金屬等の處理に關する法律案との關係がきわめて密接でありますから、同法律案の付則に規定する大蔵省設置法の改正規定中に所要の修正をすることとした。

略でござい。なお、衆議院におきまして修正された内容及び審議の経過等につきましては、管財局長に簡単に補足説明をいたさせたいと存じます。何とぞよろしく御審議の上すみやかに御可決賜わらんことをお願いいたします。

○政府委員(正部長 次郎君) それでは衆議院におきまして修正を受けました点等につきまして簡単に補足説明を申し上げます。

衆議院におきまして修正の案が二つ出ましたのでござい。そのうち共通する分につきましてはあとに申し上げることいたします。

共通する分につきましては申し上げます。第一点は、ただいま申し上げましたように本法案におきましては特定するものと特定せざるものとに分けて規定を設けておりますが、この特定せざる分につきましては、この特定せざる分につきましての扱いを國に帰属させるようにという御趣旨があつたのであります。この点につきましては、新憲法下におきましての接収であることは、たゞいまの提案理由にも明らかにござい。いわば所有権を基

本とした立法でござい。その点については、きつりと応答がござい。これはあくまでも所有権に基き返還措置を講ずべきであるというふうな議論があつたわけであり。第二点は、ただいま申されました納付金一割を八割くらいにという修正案がござい。これは、これまで同様の趣旨におきましていろいろと御議論がござい。第三には、この法律に基きまして國に帰属いたします貴金屬等の処分を

いたしました職人の使途につきましての御修正案でござい。これは、これにつきましては、この案自体は成立をいたしません。別途案との間におきましていろいろお話し合ひになりました点につきまして、大蔵政務次官からそのお話し合ひについては十分御趣旨を尊重するという旨を発言された次第であります。

次に、共通する部分につきまして、本法案の附則第七項について次のようにな修正案がござい。政府といたしましては異議がござい。すなわち、整理資金特別會計法が昭和三十三年二月二十八日に衆議院に提出せられ、四月十五日に成立をいたしました。この法律は接収貴金屬等の處理に關する法律案よりあとで提出せられたのでござい。本法案より先に成立をいたしましたために、大蔵省管財局の所掌事務のうち接収貴金屬等の處理に關する事務を第十四号と第十五号に規定する予定でありましたところ、これを第十五号と十六号に規定することに改められたのでござい。

次に、接収貴金屬等の處理に關する法律案は、第二十四国会に提出し、自後継審査となつておりました。昭和三十一年法律第何号となつておりましたが、これを昭和三十三年法律第何号に改められた次第でござい。何とぞよろしく御審議の上すみやかに御賛成をお願いいたします。

○江田三郎君 この法案は、衆議院においては継続審査になつておつたわけですが、参議院の方はさういふ手続がなかつたわけで、私の記憶の間違ひかもしれませんが、昨年の議員の半数改選後においては、今回が初めてであると思ひます。そこでこれはまだ半数改選後においては、全然取組んだことのない法案でありまして、先ほど足立政務次官の提案説明の中にも、慎重審議をしてくれということでありました。特に参議院としては、今まで何もやつたことがないだけに、これはよほど慎重に審議しなければならぬと思ひます。そこで、私も初めてですから、若干資料を要求するわけでして、第一に、最初に新聞社等を通じて金の回収を始めた昭和十四年六月のころに、大衆に、國民にどういふような呼びかけをしたのか、その当時の新聞あるいは銀行が出した國民への呼びかけ、こゝろいものを出していただきたい。

それから、その後戦時物資活用協会であるとか、中央物資活用協会であるとか、あるいは交易官用等を通じてそれぞれ回収を行つたと聞いておりますので、それらの団体がどういふような國民に呼びかけをして回収を行つたのか、そのときの資料を出していただきたい。

それから第三に、戦後後占領軍の方で直接行動で接収を開始したということになつておりますが、これは私はさういふところを見たことがありません。その当時、まあ新聞なんかにはさういふことは出なかつたのだらうと思ひます。さういふ実情をよく承知して、どういふことをやられたのかという一つ証人をだれか、調査室の方で適當な調査をして一つ選んで呼んでいただきたいということ。

それから次に、十五国会、十六国会で衆議院で行政監察の特別委員会

を設けた。その法律に基きまして國に帰属いたします貴金屬等の処分を

いろいろな資料を頂戴いたしたいと思いますが、するけれども、もう一つ追加をこの際しておいていただきたいのは、この法

入る前に、実は租税の問題に對して、最近法の実施後において多少混亂が起きておりますので、その点について主

を持ってゐるものは、法人でない社団
財団には入らない、むしろ法人自体で
あるわけにあります。そうでないもの

つては、組合員個人に所得を帰属させて、そして所得税をかけるということになります。そうでないものについ

かりませんけれども、調査の域をすで
に通り越して、その団体に対して、あ
なたの団体はこういう内容でどこから

課税をされるのだという税務署を通じての意思表示がすでになされておるわけです。こゝろいふ事実行為がすでに起りつつある段階において、ただいまの

局長の答弁では私はちと納得がいかな
いのですが、いかがでしょう。

○政府委員(原純夫君)　そういう成り

行きになつておるとしますと、先日秘
どもがその点については非常に慎重
に、御不安のないようにいたしますと
言いましたことと違つた成り行きに
なつておると思ひますことは遺憾千万
であります。従ひまして、それをここ
でお尋ねになつて、それを主税局長は
大蔵委員会ではこれはこうと言つたじや
ないかというようなお扱いになるより
は、具体的にどここの何組合ということ
をおつしやつていただいて、私の方は
はつきりそれを調べまして処置いたし
ます。いずれにいたしましても、あのと
き申し上げましたように、まず最初に
申告していただくのは、こういう營業
をしておりますという申告をしていた

だくわけですが、そのしていただく対象を判断して御通知申し上げるという段階でありますから、その段階がまだ十分進んでいる時期とは私思っております。その時期にそうはつきりと言うケースが……、まあ非常につきりとしていけば、軽い意味で言うのは差しつかえないと思えますけれども、疑問のあるものについては、そうはつきり言う段階ではなからうと思えますから、そういう意味では疑問のあるものにそうはつきりと言うて、あのとき申しました綱をかける式な態度をとるといふことはよろしくないと思えますから、そういう意味では私はそういうことがあるとするならば遺憾だと

二項に当るか当らぬかという点は後ほど具体的な事例をよく調べまして善処させていただきます。

○大矢正君 先日の当委員会において、私どもの質問に対しお答えになった局長の答弁の中の一節にも、団体で

ものではない。かりに法人の資格のあるものは法人税によって規制をされ、それから個人は所得税によって規制される。そのいづれにも入らないものが全部いわゆる人格のない云々と、この中に当てはまるものではない。特にこの中には組合という形式のものもあるし、そういう面では組合の中で当法の範疇に入らないものがあるというような御答弁を私はいただいて、今もそのことを思い出しておるわけでありますが、組合であっても、全部の組合が第一条の第二項に直接的に關係が出てくると、どういふようには解釈しないでよろしいのでございしますか。

○政府委員(原純夫君) その通りであります。ただそういうふうに解釈しないでよろしい場合は、この組合員個人にこの所得を配って個人課税をするという場合、どういう場合がそれかというのは、具体的に個々に見ないとやはりお答えができないというわけであります。

○大矢正君 そういうのと違つて、それじゃ個人にその収益が帰属を将来するかも知れませんが、当分の間それを組合員個々に分けないで、その組合が留保しておいた場合はどういうことになるのですか。その法律に適用されることになるのですか。

○政府委員(原純夫君) 要するに、外

部に對しまして、団体として經濟行爲をやっているか、あるいは組合員の個人が出てやっているかというところが判断の分れ目だろうと思います。従い

まして、まあ留保をしているというよう
な場合は、より団体的な感觸がそこ
には出るといふことだろうと思ひます

か、それらの点についてはいろいろと、
点を判断して、どちらかに判断する
ということであって、その境を今留保
したらどう、どういう点はどうならど
うという個々の場合で、にわかには申せ
と言われましても困りますので、それ
は先ほど申したように十分にお尋ね
の筋を別途伺って研究した上お答え
すべきものだというふうに思いますか
ら、そういうふうにお願ひします。

○大矢正君　そうすると、もののかえ
方として、組合であっても法人税がさ
もなければ所得税のかいずれかの税を
納めなければならぬ。立場が出てくる
と、こういうように基本的に考えるの
だという解釈でよろいかね。

○政府委員(原純夫君) その通りでございます。

○大矢正君 組合というものと法人でない——いわゆるここに書かれている、法律の中に書かれている社団または財団というものは同様のものであるという性格づけ、あるいは考え方というのは、私は生まれてこないのじゃないかと思うのでありますが、大蔵省当局としては、この社団または財団というものの中には、組合というものが当然含まれておるといふ解釈ですか。

○政府委員(原純夫君) 組合という名前で、この名前を持っておられます場合に、いろいろな場合があるのです。先ほど来歴がありました通り、はっきり

と法人格を持っている。しかし組合と
 いうところの場合があります。それから
 もう非常に個人的な契約関係の強いグ
 ループを組合と呼んでいる場合があ

で、いろいろな組合があるわけです。従いまして、そういうニュアンスを十分具体内に示すことが、この当分の間所

分身的な努力を以てして、半断
しなればならぬ問題であると思つわ
けでございます。

○大矢正君 いや、私の言っている前
提は、あくまでも法人格をとっていな
い組合のことを申し上げている。話は
最初から終りまで、これは組合であつ
て、たとえば生活協同組合なら生活協
同組合の場合で、法人格をとっていて
法人税を納めている、こういうものは
問題でない。あくまでも法人格をとつ
ていない、いわゆる法律で規制をされ
ていない組合のことを申し上げている
のです。で、最近特に問題になったの
ですが、この組合を社団または財団と
いう法律の中の言葉の中に含めることと

は、どうも法律違反ではないかという意見が再度またこれは出てきておるのですが、その点については局長絶対さういふことはない、法律違反ではないという確信をお持ちですか。

○政府委員(原純夫君) はい、それはいい、それはいいと思います。もう法律違反ではないと思います。もう法人でない社団または財団というのは、何という名前と呼んではならぬという、何という名前と呼びなさいという規則もないわけです。ですからいろいろな名前では呼ばれておるわけです。協会といったり、何々会といったり、あるいは同といったり、いろいろあるとおると思います。また中に組合というおるものもあると思います。従いまして、

法人でない社団、財団の中に親合とい
うものがあるとしても、一こうそれ
は……。組合であれば、この法人でな
い社団、財団の外にあるというのでは

名前でははり法人でない社団、財団であらうというものがあるだろうと私は思ふ。

○大矢正君　そうすると、これはまあここで解明をする気持はありませんが、あなたの考えておられることは、法人でない社団または財団というもののの中に組合というものは含まれておるものなんだ、こういう解釈でいかれるものか、それともそうではなくして、組合というものは、法人格のない組合というものは、法人でない社団または財団というものとみなして、そうして課税をするのだ、こういう解釈なのか。いずれですか。

○政府委員(原純夫君)　この組合といふものを厳密に、こういうものは組合だという前提をおいておつしやつてお

る組合は、そういうものに限るのだといふ場合と、それからとにかく組合だ、とにかく組合といつておるものについて話しているのだという場合とで、だいぶ違つてくると思います。お話は後者のお話の仕方であらうと思います。そうであるならば、組合という名前は、その裏に法律的な構成としていろいろな場合がある。そうして、なるほど法人であるのは、もう法人ですから、これには当然ぬというものは、法人でない社団、財団ではないといふことはもちろんありますが、肉体的な性格が強いものから個人的な性格の強いものというニュアンスがまゐるわけです。そのいろいろなニュアンス

スのところは組合という名前を持ったものがあることはあり得るといふふうに思いますが、ただいま申し述べた後段の意味で組合をお考えのようですか、そうならば、私の申し上げておりました通り、単に、組合であるからといって、法人でない社団または財団からはずせるということはない。中には法人でない社団または財団である場合もございまいしというふうに申し上げておるわけでございます。

○大矢正君 あまり時間をとると、引き延ばしをやっていこうと恐縮で悪いですが、ほんとうは質問したくないのですが、もつて回つたように、故意にむずかしく御答弁されておるようで非常に困るのです。単刀直入にお伺いして、明確に法人でない社団または財団というものは、組合と称する名称のものも入つておるのだということなのか、そうではなくして、それをみなして、ここで、法律の中ではみなす規定としてここに載せられるというように、組合も社団または、財団とみなしてやるのか、こういうことなのか、そのいずれかということをはつきりしてもらえば、あとあと問題が起つても、私は法律的にも解明できるのじゃないかと思つたので、その点だけお伺いしたいと思つた。

○政府委員(原純夫君) 純粋の個人の集りとしての複合的な契約関係というふうなもので一切が成り立つ組合、法律上の組合でありましたら、私どもはその総体の所得を個々の組合員に帰属させて、個人として所得税をかけますというようになります。ただし、いわゆる組合の中には、いろいろなものがある、そういう性格のものだけでは

ありません。そうでない場合には、その通りではないとして、法人格はもつていないという場合には、法人でない社団または財団として今回の改正法の規定を適用するというところに相なると思ふ。

○大矢正君 これはあなたにこういうことを聞くのは、ちよつと筋違いかもしれないですが、参考のためにお伺いしたいのですが、あなたが今御答弁されておることは、単に税金をとる立場から作る法律の解釈、考え方が、こうだという意味ではなくして、一般の法律論としてこういう解釈になるのだというふうに言われておるのか。そのいずれですか。

○政府委員(原純夫君) 両方に關係があると思ふ。まず一つは、今回の改正をお願いしたのは、要するに実質的に収益事業をやつておる、これを公平にかけるためには、穴があつてはなりません。穴をふさぎたい、この改正で穴をふさげると私は考えております。穴をふさげると思ひました筋道を、組合という概念をいけば中心にして申し上げたのが今のようになつておる。申上げたのが今のようになつておる。今のような考え方ではなかつたか。ほかの名前の団体については、また、それぞれ考え方があるわけでありまして、そういう意味で政府としては穴をふさぎたい、あれで穴がふさがる。その考え方は、今申したような考え方でふさげたいと思ふ。

○大矢正君 長い間時間をとるのも恐縮ですが、一応質問は終りたいと思つておりますが、当初私が特に委員会において要望申し上げ、十分局長から御答弁をいただいたように、慎重にこ

の問題は取り違はなかつた問題があるという意見の御開陳があつたにもかかわらず、現実には、下の方ではその規則通りに運営がされていらないという欠陥がありますので、よく部内において協議の上、善処されることを私は御要望申し上げたいと思ふ。なお、この面については、法律的な論争も将来残るんではないかという気がする。こゝに私は脱税行為を何か推奨し、こゝにこゝに抜け道を教えるために、こゝにこゝに問はれてはいいけれども、やはり違法行為があつてはいいかと思ふ。こゝにこゝにこの面についてはまた別途法制局その他の見解も聞き、明らかにしたいと思ふ。

なお、こゝにこゝに点では会計士、計理士その他からいろいろ疑義が出てくる点もございまして、また、いづれ租税その他の調査案件として質問をいたしたいと思ふ。どうか、最初にお願ひいたしました、慎重にやるということは今後も一つやつていただきたいと思ふ。

以上をもつて私の法人税に關係する質問を終らしていただきます。

○江田三郎君 トランプ類税法の質問ですが、ちよつとその前に、主税局長が出ておられますから、一つだけ別な問題を申しますが、農家が新しい農地を取得する。その場合に、むすこの名前取得する場合も、これはおやじから譲つたものとして、贈与税の対象になるというところを一般原則的な方針として税務署の方でとられる。ところが、実際にむすこが農地を取得する場合に、むすこが農協から借金をする場

合もありまして、あるいはむすこが国鉄に勤める等のことによつて所得が別にある場合もあります。これは個々の場合によつてそれぞれ違つていかなければ、それを一律に、おやじが生きていた限りは、むすこの名前に農地をすれば贈与税の対象になるというわけ方はおかしいのではないかと。これについて一つ国税庁が具体的にどういう扱い方をしようかと下部に指令なり通達を出しているのか。出してはいいからならば、どういふ取扱いをする指導方針であるか、これを知らしていただきたい。こゝにこゝにこれを国税庁へ頼んでいただくわけですが、これは今、私お答えいただくよりも、文書で、あとでその際の取扱方針というものを文書でいただきたいと思います。こゝにこゝに主税局長の方から、国税庁と連絡をとつて、そういう文書で返事をいただきたいと思います。

ところで、トランプ類ですが、このトランプ類税法案というものは、ずっと読んでみまして、これはなかなか近ごろになつてまいこと書いてあると思ふ。この点はどうも先ほど来、原局長の大矢君との質疑応答を聞いてみると、なかなかむずかしい答弁をするんですが、しかしこの法案は非常にわかりやすく書いてある。これは一体主税局長の方針でこゝにこゝに工合になつたんじゃないかと思ふので、事務当局の功績に帰するものだろうと思ふ。こゝにこゝにこの法律は近ごろにない明快な書き方をしているという点、私はもう率直にそう感じておるわけですから、そういうのですが、ただそれにして、せつかつこゝはつきりしたい文章で書いてあるのであつ

て、将来の法案の一つの新しいタイプを打ち出されたと思ふのですが、なお少し問題がありますのでお聞きしたいわけなんです。そこでまずこの第二条の「この法律において「トランプ類」とは、まあじやん、トランプ、花札、株札及び虫札並びに使用及び遊戯の方法がこれらに類する物で政令で定めるもの」ということがありますが、一体「これらに類する物」というのはどういふものがあるのかでございますか。

○政府委員(原純夫君) たとえばこのめくり札とか四色牌とかドミノとかアンスコとかフリージャンとか一つ一つ具体的に私は知りませんが、そういうふうなものがあるのかでございますか。

○江田三郎君 そこでそれを聞いても、私もよくわからないので、私も大体遊ぶ方は人後に落ちないつもりではおるのですけれども、今局長が言われたものをこゝにこゝに全部知りません。それならたゞは百人一首というのはどうなるのか。それから家族合せ、ああいうものはどうなるのか。

○政府委員(原純夫君) これは入りません。今までも課税してありません。

○江田三郎君 トランプで坊主抜きという遊びがありますが、ところが百人一首でもあの中にも西行法師とかいろいろ坊さんがあつて、あれです。いろいろお姫さまの絵が書いてある。あれで、これらを使つてトランプのこの坊主抜き……(笑聲) いや、これまじな質問なんです。使用の目的及び遊戯の方法が類する遊び方があるというわけでは、こゝにこゝにこゝに入らぬというものは、ちよつとおかしいと思ふのですが、これは文章が悪い

のでしょうかどうか。

○政府委員(原純夫君) トランプといふものの概念規定の問題だと思ひます。私どもトランプ類の共通な概念として偶然性とそれから対人性と数的觀念と、こう三つに数えておりますが、偶然性といふのは競技のやり方がおおむね実力によらないで偶然性に支配される、これはまあ字の通りでございます。第二の対人性といふのは、札を二人以上の競技者各人に分配して勝負を争うものである。これが対人性であります。第三の数的觀念といふのは、札そのものに数的觀念があつて、札の結合によつて一定の点数を獲得することができるやうなもの、この三つを条件にいたしております。お話しの場合、特に三番、百人一首はそういう何はちよつとついでおらぬのじゃないかというやうな感じがいたします。

○江田三郎君 大体私はこの法案の文章は非常によくできておるのだが、これは原局長の功績ではなからうと思つておつたが、やっぱり今の答弁聞いておると非常にむずかしいことをまた言われ出して、原局長の正体が出ておるので、これはやっぱり事務当局の功績ということとはこれはよくわかりました。そこで偶然性とか対人性とかいろいろなことを言われますが、百人一首をこの上の句を読んだ下下の句を取るといふ遊び方でなしに、あの百人一首には坊さんの絵が書いてあり、お姫様の絵が書いてあり、そういうようなものを使つてちやうどトランプにおける坊主抜きと使用の目的及び遊戯の方法がこれらに類する遊びができるわけなんでありますから、これは当然政令でこれも入ると解釈しなきゃならぬと思ひ

ますが、あなたの今の言われるのは百人一首を読み上げてとるということだだけに解釈されておるようでありますが、なかなか百人一首というものは昔からあるだけに遊び方も多種多様でありまして、ただ単にこの読んで選手権を争うというよりなものだけじゃないのでありますから、偶然性、対人性、何とか性の適用されるものが出てくるのですから、そこでお尋ねしておるわけです。

○政府委員(原純夫君) まあカードはカードでありますから、この似た点を捉えられて、ここが似ているからこれも一緒にするというお考えでやられれば、そういう考え方もできるかと思いますが、総体ごらんになって、私どもも今三つの要件を分けて申し上げたわけですけれども、要するにこの総体をごらんになって、トランプ類に百人一首を入れるかどうかということをお考えになれば、おのずからまたおっしゃったのと違う判断になりませんかというふうに思います。やはり似た点がないとは申しません。けれどもトランプと百人一首との間には線を引きますということを言うても、先ほど来申し上げましたような要件から考えて、総体としての判断は、それでよろしいのじやないかというふうに思うのでございます。

○江田三郎君 しからば家族合せの場合はいかん。

○政府委員(原純夫君) 同様にはずしてよろしいと思っております。

○江田三郎君 その家族合せの場合はもっぱらあなたの言われるところの偶然性、対人性及びもう一つの性にはつきり当てはまるわけですよ。百人一首のような主たる用途がこの読み上げで

とるということでなしに、家族合せの場合には、あなたの言われる三つの条件そのものずばりに当てはまるわけですが、これはどうなります。

○政府委員(原純夫君)　まあ要件の厚薄からいって、はずれるという見方もありますし、また先ほど申しましたように似た点をとらえておっしゃればば一緒じゃないかという見方もありますが、その辺のところは、もう家族合せのような玩具のようなものは、前の骨牌税法の時代から今回の第二条第六号に該当する政令で定めるものというところ、最後のボーダーは切っていたであつたわけです。その辺は従来からもそういうものはずすということにいたしました。先ほど申したたものは法律にそつう要件をきめるという何じやなしに、法律に具體的にマージャン、トランプ、花札云々と言つて、こつういふものははつきりとかけます。その他「使用の目的及び遊戯の方法が前各号に掲げるトランプ類する物で政令で定めるもの」というておるわけです。その際われわれとしてはおもちゃのようなものでかける必要はないというふうに考えております。

まあ先ほど何性々と言いましたのは、かりにそれらの共通の要素を選んでみればそうなるということで、そういうものについても、おもちゃのようなものでも、そういうものは共通性があるんじゃないかといわれれば、その通り

であますけれども、それはこの法律の構成に、ただいま申しましたように文句なく入るというところから、これに類するもので政令で定めるものというところで、最後のボーダー・ラインを切るということにいたしております

ので、ただいまお答え申しましたように、家族合せは入れないでよろしかろうと思っております。

○**江田三郎君** 家族合せは、三つの何々性にはがっちり当てはまる、そのものずばりなんです。ただこれが、玩具に類するということで別だといわれるならば、トランプの問題などで、おとなが使う場合もあるし、子供が非常に簡単な遊びに使う場合もあるわけですが、トランプの品種といえますかかね、そういうものもいろいろあるわけね、なかなかこういうことを理屈を言いつつ出すときがないから、そういうことを言ったり四時間かかるということをやったのです。そこで与党理事の方からのお話もありましたから、私ももうそういう質問はやめることにしまして、ただちょっとお聞きしておきたいのは、このたとえばマージャンなんかの場合の中古品の問題ですね。今まであなた方非常にめんどろがられた。これはやはり、こういうような法律がせつかくできても、なかなか新品を中古品として抜け道を作るということも防げないのじゃないかと思うのですが、これは製造過程においてもつかむようなことをしておられますけれども、しかし製造過程といったところで、一つの販売業者がそういうことを下請に出したという場合ははっきりわかりますけれども、たとえば、個人がこの形で材料を出してやられて、中古品だということで古物屋へ出すということになると、なかなかこれは把握できないのじゃないかと思いますが、何かこれは自信がありますか。

○**政府委員(原純夫君)** その点につきましては、いろいろ考えましたが、結

局のこといふことにいたした次第です。第二十六条の第二項第三号にです。ね、古物に該當するトランプ類で、古物営業法の規定により帳簿に記載されているものといふことにいたしております。それは第一項の方で、包装をしていない、証紙付けのしていないトランプを持つていてはいけな、販売業者がです。ね。こういうことを一項で書いてある。ただし古物屋さんが古物営業法の規定による帳簿にはつきり書いてある、これはだれの、どこの何の何がしから買ったと、どういうものかということが書いてあるのですね。そういうものならばよろしいと。証紙が張つてなくても、包装がしてなくてもよろしいと、こういうことになっているわけ。ね。そこでそのところをもつと漏れのないようにしていくためには、中古として売る場合は、最初にその包装、少くとも証紙はとつておいて、合せて売らなければいけません。古物屋さんは合せてでなければ買つちやいかんというようにして、古物屋が店頭に並べる場合は、必ず証紙をつけて並べておかなければならぬと、こうやれば、まずまず漏れはないといふことができるかも知れません。まあ、それにしてもほかの証紙をつけるということもあり得るかも知れません。そういうことも一応考えたのですが、そこまで要求するのは非常識であろうと、やはりどののだから買ったといふことがはつきりしておつて、そしてそれが真実の記帳なら、サンブルで調べれば、真実の記帳かどうかかわかると、真実の記帳なら、これは大体証紙がついていないのは当たり前のことだから、それ以上することもあるまい。ただし架空にやつて、そ

れを商売にしているということになり
ますと、その名義の人がおらぬ、また
聞いてもそういう覚えがないというこ
とがどんどん出てくると思います。そ
うしたら、これはやはりこの質問検査
の規定です、いろいろとその古物
屋さんを調べて参るということ、あ
る程度これでも防げるということ、ま
あこの程度であらうと思つたわけ
です。なお、別途製造業者が原料を仕入れ
ます。近ごろはこの練りばいの原料は
樹脂であります、その仕入れ原料に
ついての仕入れの相手方、原料の供給
者に質問ができるということをお願い
して、三十六条の第一項第二号であ
りますが、これは従来、間接税各税で、こ
の課税物件の原料の供給者に対する質
問検査権というものは例がないのでご
ざいます、どうもその辺直接税あたり
と比べて、少しおかしいなという感じ
もしないではないようなところなん
ですけれども、少くともこの点につ
いては、原料の供給からはずりできるよ
うにさしていただきたいということ
もつてこれを入れておきます。これは
今の古物屋さんとは直接の関係はない
のですが、これで実際上の大きな問題
である練りばいの問題は片がつく。そ
の他紙にしましても、ああいう紙は特
殊な紙でありますから、そういう何
がつくと思います。これは古物につ
いては先ほど申し通り、若干不
十分であるけれども、これである程度
のことはいけるだらうと思つてお願い
しているわけがあります。

○江田三郎君 いろいろ聞こうと思つ
ておつたのですけれども、与党理事の
方から、晩飯の時間のことや本会議の
ことがあるから、簡単にやれというこ
とですから、この程度にしておきま
す。

○大矢正君 「税額算定の特例」の中
で出ている言葉なんです、一組として
トランプでもマージャンのばいでも
き上る場合は別として、かりに一組、
まあ花札である場合は四十八枚そ
ろわないで、三十枚とか二十枚とかい
う場合は課税の特例といひますか、課税
の仕方がこの中に出ていますね。その
場合は枚数、個数に応じてかけるのだ
というのですが、一組になつて初めて
用を足すものが、その半分や三分の一
しかないものに税金をかけるというこ
とについては、どうもこれは解せない
のですが、その点はどういうわけ
で、どういふ内容が出てくるのですか。

○政府委員(原純夫君) その半分や
二、三枚のものはかけないということ
にいたしますと、この法律的な関係は
妙なものであります、たとへば店に
りつばなマージャンが出ています、こ
の証紙がないじやありませんか、包装
がないじやありませんか、これは二、
三枚ずつ出たものを集めたものでは
と云われてしまふと、それまでにな
るわけがあります。やはりそれはそれ
で、その部分について課税していきま
せん、大きくいへば法律で認められた
穴がでるようなことになつたので、
大へんこまかしいようなんですが、こ
れはぜひ必要だと思つて規定でござ
います。

○大矢正君 それは二、三枚であつて
も、実際的には、売るときは一組にし
て売らなければならぬでしょう。二、
三枚売るといふ場合は、これはかりに
マージャンのばいなんかの場合です
と、ばいが五つなくなつたから、五つ
だけ新しいのを取りかえるなり買つ
たりすることは考えられます。しかし花
札が三枚なくなつたから三枚だけ買
つてくるというの、あまりこれは聞か
ぬ話ですがね。そうなつてくると、そ
ういふ面におけるばり売りのこと
は、おそろく想像できないのじやない
か。まあマージャンのばいのばり
は、あると想像できても、花札の場合
はばり売りのことは想像できない。
あなたの言われているような解釈もあ
るかもしれないけれども、売るときは
必ず一組にして売らなければならぬ
ものだから、そのときは当然、一組に
なつていない場合は当然証紙も張らな
ければ——今度の場合は現金納付です
から、証紙は張らなくてもいいかもしれ
ないけれども、判を押してなければな
らないということになると思ふので
すけれども、そういう解釈になりませ
んか。

○政府委員(原純夫君) 売るときに
は、それは市場では一組でなければ
売れないわけでありまして、買つた
何といひますか、一万から三万まで
を賣つてきて、あと四万から五万ま
でを賣つてくるというの、一向差し
つかない。製造者が出す場合に、三
枚ずつ出す場合はかけないということ
になれば、それは無数に繰返して
買つてくればいいわけですから、売
る人は……買つてきて、さあそろつた
そろつたものを箱に入れて売りますし
うといふことになるわけですね。そ
れでは困るわけです。それでどうい
ふ

うにこまかしいようですが、こういう
規定はどうしても要ると考へるわけ
でございます。

○大矢正君 これは花札でも、マ
ージャンのばいでも、一たんでき上つた
のはすべて保税地域に一たん入れて、
そこから引き取られる。こういうこと
になるのではないですか。

○政府委員(原純夫君) 製造場から出
す場合は移出でありまして、他の製造
場を持つて参るといふ場合に未納税で
出すというより制度はありますけれ
ども、保税地域に入れるというよう
なことは、まずこの場合にはあまり問
題にならないと思ひます。移入したもの
を保税地域で特に加工するといふよ
うなことも、おそろく実際上はないだ
ろうと思ひます。ただいま申し上げ
たような場合は未納税で出すという場
合でなくて、むしろ二、三枚ならかけ
ないといふことになつて、それを
あとおつかけて、そういうものを無
数に買つてそろえて出すといふものを、
今度製造者とみなしてやらなければ
ならぬといふようなことになつて、非
常に煩瑣なことになつて参ると思ひ
ます。

○大矢正君 一つのカードで花札とト
ランプと両方兼用のやつがあります
ね。まあ今相当市販されているし、使
われているのですが、こういう形でい
くと、花札、トランプ、そしてまたマ
ージャンなどという三色ぐらいにその
一組のカードで使えるようなものが
おそろくあるのではないかと、またで
きませんかと思ふのですが、これは
課税はやっぱり一組で、一組六十円と
いふものだけしか課税にならないで
すか、そういうものでも……。

○政府委員(原純夫君) それは使つ
合は一組として使うわけですから、
一組としてかけるということになり
ます。どの分組でかけるか、マー
ジャンでかけるか、トランプでかけるか
でかけるか、トランプでかけるか何
でかけるかといふことは、主たる用途
による。主たる用途がどれとわか
らぬといふことになれば、その他の
ものになつて参ると思ひます。

○大矢正君 課税をするといふこの基
本的な考え方は、そういうやうな
いひますか、遊戯の道具としてか
けることになるのではないと思ふ
のですが、その道具がさまざまに、各
様に使われる場合には、当然これは
各様に使われるのですから、一組
でもつてにかく三組ぐらいの幅
きをするものでありますから、言
うならば遊戯を目的とするもの
に對して課税をするといふ、
そういう概念からいへば、そうい
うに三色もあるものには三倍の三、
六十八の百八十円をかけるといふ
ことが考へられるのではないと思
ふのですが、これは私の考へが間違
つてゐるのですかね。

○政府委員(原純夫君) どれか
でかける、つまりマージャンと見
えれば、それはまあマージャンに
なるわけですね。主たる用途がト
ランプだと見ると、トランプとして
かける。一度トランプとしてかけ
たものを、今度は花札の何もつ
いて、そつちから見れば花札、そ
うして一度かけるといふことはい
かがかと、われわれとしては一度
これに当てれば、そういうふう
に解釈したのだといふこと
で、一組としてしかかけるべき
ではないといふふうに考へてお
ります。

○栗山農夫君 どうも私は大へん不

強でよく知りませんが、虫札というのはどういふものですか。ちよつと現物を見せて下さい。

○政府委員(原純夫君) 大へんどうも不勉強で恐縮ですが、花札から、はぎとぼたんを除いたもので、従つて四十枚でできておるものであります。従ひまして、模様も遊戯の方法も大体花札に似たものだそうです。

○栗山眞夫君 それは製造個数は相当多いものですか、またしろろとが使うものですか、くろろとが使うものですか。

○政府委員(原純夫君) 年間約五千組程度というのを私の調べでは見えております。しろろとよりも、むしろ若干しろろとでない向きが使うのが多いのではないかとふうに見えております。

○栗山眞夫君 それからもう一つお尋ねいたしますが、第二条の定義なんです、おもちゃと、玩具というのですか、おもちゃというのですか、大蔵省の用語はよく知りませんが、玩具とここに書いてあるものと区分けはどういう工合にするわけですか。要するに境界ですね。非常に簡単なものか精巧なものかというように、ある境界があつて、それに比べればこれはこまでは玩具である、こまでは玩具でない、こまという境界線がなければならぬと思ひますが……

○政府委員(原純夫君) 従来の骨牌税法におきましては、そういうもので政府の認可を受けたものはかけないといふことでやつてきておりますが、今後やはり具体的に、これは玩具的なものかという具体的な認定していただくという方がないと思ひます。大

きさが非常に小さい単純なものである、抽象的に言ひますれば、そういうことになると思ひますが、今般も第二条第六号で「政令で定めるもの」というところにそういうものなるを一つ入れて運用して参りたいといふふうに考へております。

○栗山眞夫君 これは大へん常識的なことをお尋ねいたしておるようですけれども、これは非常に重要なことだと思ひます。と申しますのは、大蔵省が自分で政令で定めるとおっしゃいますけれども、大蔵省の方にこれ以上のクラスのものは玩具でない、これこれ以下のものは玩具であるといふような何かの基準というものがなければ、判定のしようがないのじゃないかと私は思ひますが、たとえば、大体のものは日本標準規格、こういうようなものがあるわけですから、こういうラフ類の日本標準規格がござい

ますか。それからもう一つは、ただ感じだけこれは玩具だ、玩具でないといふのはおかしいので、少くとも税金を取る以上は、その目方なりあるいはまたサイズ、寸法なり質なり、そういう各方面からやはり一定の定義を私は下す基準を設けるべきだと思ひます。この点がこの法律を先ほどからずっと通説して抜けているのではないかと。玩具と玩具でない境界線がこれは明確に抜けていると思ひますが、いかがですか。

○政府委員(原純夫君) その点につきましては、おっしゃる通りにすばつといきますれば一番すつきりすると思ひます。確かにそうだと思ひます。ただ、なかなかこれが玩具的なものだからはずすかどうかというの、いろいろ

ろな要件が入ってくるのですね、具体的にものとしては、従ひまして、従来はこれは認許にかけるといふことにして、認許を与えるに際しては全部中央に稟議されておりました。まあそういう意味で中央で一つの目で見るといふことで、この法律は実際にはとれるように扱つておるわけで、おっしゃる通りその基準をいろいろな原則といふことが、ルールを立ててやるということ、これはできれば望ましいことだと思ひますが、なかなか非常に例外的な場合なんですよ。例外的なものが参るといふのが多いので、どうも今までも扱いながらそういう気がないでもなかつたのですが、まだできてない。これは将来具体的な事案を一つ見まして、できればそういうふうにしたいと思ひますけれども、なお十分研究をさせていたしたいと思います。

○栗山眞夫君 もう時間が来ているようで、大へん恐縮ですけれども、なぜそういうことをしつこく申すかといひますと、たとえばマジシャンにしても、これは象牙か牛骨かということだつたのですが、合成樹脂のマジシャンというのはおそらく考えられなかつた。ああいうものができればおもちゃです。これが使用する人が多くなつてきて、どんどん製造すれば売れる。売れば税金をとりたいということ、それが私は対象になつてきたと思ひます。将来そういうことがあらゆるものになり得ないとはだれも保証する者はないですよ。そういう意味で、同じ目でござらんになるという場合、これこそまさに大蔵省の役人に全部を委任するわけだ、品質の判定については、そういう法律というものは私はないと思ひ

ますがね、そういう法律というのがどうかにありますかね。というのは、ただ感じではこれは玩具だ玩具でない、たとえばこれは数学のようなものでして、ゼロから始まつてずつと無限大までいきますよ。そのときにこまでは大蔵省は玩具でない認め、これは税の対象にした。それよりちよつと質の悪いものを作つてどんどんどんどん下げていったときに、どこで線を引くのか、そういうことは非常に困るのじゃないかと思ひますがね。

○政府委員(原純夫君) そういうことがありますので、法律的には、従来は認許、今回は「類する物で政令で定めるもの」ということで、やはり政令にお譲り願つておるわけです。まあそういう問題は可否の境だから、議るか議らぬかという問題はあります。議るか議らぬかはいろいろあるわけですから、境目がわからぬ際には情勢でやるということはあるといひます。じゃなからうかと思ひますのでござい

ます。○委員長(廣瀬久忠君) 他に御質疑はございませんか。御質疑もないようでありますから、質疑は終了したものと認め、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

トランプ類税法案を問題に供しませう。

本案に賛成のお方は御挙手を願ひます。

【賛成者挙手】

○委員長(廣瀬久忠君) 全会一致であります。

○委員長(廣瀬久忠君) 次に、造幣局特別会計法の一部を改正する法律案を議題として、質疑を行います。

○平林剛君 実はこの法律の提案理由の説明をよく読んだのであります。なかなか内容がよくわからない。なかなか一息には読めないようにできておりました。その点でもし法律案の内容を誤つて解釈するといけませんから、二三の点についてお尋ねをしたいと思ひます。

第一に、この法律案提案理由の説明書を読みますと、結論として、造幣局の企業努力をできるだけ忠実に決算に反映せしめる上において必ずしも適当でない点が痛感されますので、いろいろなことをやつて法律案を改正する、こう説めるわけです。そうするとこの法律では、造幣局の企業努力をできるだけ忠実に決算に反映せしめるということに目的があるようでありまして、そこでそれなら一体どういふことをその結果ねらつておるのかという点がよくわからないわけでありまして、つまり造幣局の企業努力をできるだけ忠実に

ります。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手続は、先例により委員長に御一任願ひたいと存じます。それから多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名

木内 四郎 西川甚五郎
江田 三郎 平林 剛
天坊 裕彦 青木 一男
佐藤清一郎 横川 信夫
苦米地英俊 宮澤 喜一
大矢 正 栗山 良夫
前田 久吉

○委員長(廣瀬久忠君) 次に、造幣局特別会計法の一部を改正する法律案を議題として、質疑を行います。

○平林剛君 実はこの法律の提案理由の説明をよく読んだのであります。なかなか内容がよくわからない。なかなか一息には読めないようにできておりました。その点でもし法律案の内容を誤つて解釈するといけませんから、二三の点についてお尋ねをしたいと思ひます。

第一に、この法律案提案理由の説明書を読みますと、結論として、造幣局の企業努力をできるだけ忠実に決算に反映せしめる上において必ずしも適当でない点が痛感されますので、いろいろなことをやつて法律案を改正する、こう説めるわけです。そうするとこの法律では、造幣局の企業努力をできるだけ忠実に決算に反映せしめるということに目的があるようでありまして、そこでそれなら一体どういふことをその結果ねらつておるのかという点がよくわからないわけでありまして、つまり造幣局の企業努力をできるだけ忠実に

決算に反映せしめる結果ということをおねらうのか、もつとわかりやすく言うならば、たとえば造幣局の企業努力が決算に忠実に反映できれば、造幣局の職員に対して業績賞与を出す基礎になるとかならないとか、あるいはまた、ほかのことをねらっておるのかという点が明確でありませんので、その点について御説明をお願いいたします。

○政府委員(中尾博之君) 法案がきわめて技術的でございますので、説明に苦勞しておるわけでございますが、お尋ねの御趣旨の点でございますが、実は造幣局の作業と申しますのは、非常に特殊な作業であります。まあ一言にして尽しますれば、じみな仕事でございます。まして、作業の比較的単純な作業でございます。従つてその企業の努力といふたしましても、大きな結果がそれによつて動くというようなことは初めからとてい期待し得べきものではないのであります。ところが現在のこの会計法の仕組みで参りますと、先ほども提案理由説明の補足で申し上げましたように、企業的な努力と全然関係のない要因によりまして、決算上損失あるいは利益が出るような形になっております。その関係の動きがきわめて大きいのであります。たとえば貨幣を回収いたしますと、額面だけの資産が減る、国の資産といたしまして減ることは当然であります。素材として逆に回収された地金が入つて参ります。この地金が何千万円、あるいは場合によっては一億をこえるような場合には、これが益になつて出て参るのであります。このところ数年の間ずっと益が続いておつたのでござい

ます。回収貨幣もだんだん整理されて参りまして、今後はむしろその資産を用ひまして通貨を、補助貨幣を発行していただく方が回収を凌駕する状況にありまして、その場合には回収された地金を用ひまして貨幣を製造するわけでございますが、製造いたしました一生懸命働きますと、自分のところの資産がそれだけつぶれていくのです。欠損になります。その金が十億近くなるといふ状況が今年、来年あたりから続くような形になります。いわゆる五現業と申しまして、いわゆる企業的な管理をいたしていくという建前でできた会計でございます。しかもその企業的な努力たるや非常にその幅の本来少ないので、従つてこれは貴重な努力と申しますか、ものでござい。それが何ら顧みられることなく、今申しましたような関係で、ほかの欠損に巻き込まれてしまひまして、期間計算におきまして欠損が出て参ります。それはまたことに張り合ひのない形であり、それから会計の作業といたしましても適當を欠きますので、これを直そうといふことである。これを直しました結果どうなるかと申しましても、今申し上げましたように、貨幣を発行することによつていわば忙しく働くわけですが、その結果決算は欠損になる、それから別に造幣局の作業とは関係なく回収をいたしますといふと、資産がふえて益が出るというようにはなく、なるわけでございます。資産の関係がきわめてつきりしますと同時、企業は、企業の状況がそのまま決算に表われるようになつて参ります。そういうことを意圖いたしましたものでござい

ます。はつきりさせてからそれでどうするかということをおねらひ考へておる次第ではござい。ただ作業会計の本質といたしまして、作業の部分は作業の成績が表われるように、それから通貨の発行という国の一つの行政的な行為によりまして国自身の資産の増減を生じます。その資産の増減といたしまして、その企業の勘定とは別に資金の方において増減を整理いたします。そちらで表わすといふことの方が適當であるといふことでございます。今の方法でいきますと、とにかく欠損が非常に続くような形になります。非常に工合が悪いのでござい

ましたけれども、提案理由の説明は、どうもわれわれが読んでも理解がしにくいのであります。まあ一応この程度にしておきます。もう一つわからないので聞きますけれども、この法律と接収貴金属等の処理に關する法律案と何か関連があらうか。なかなか提案理由の説明と、今のあなたの説明でポイントの置き方が違つてゐるだけに、そんな疑いも、解説が難解のために起きてきておるわけでありすけれども、いかがでしよう。

○政府委員(中尾博之君) 接収貴金属の方とは全然関係がござい。これは昭和二十五年に実は現在の制度になつておるわけでありす。その際になつた研究が足りなかつたといふようなことから、積年弊害がだんだん数字的に累積して参りまして、工合の悪い状態になつておりましたので、毎年直そうといふことになつておつたのでござい。要するにこの内部の政府の資産そのものの整理なものでござい。それから、直接政府と民間との受け払いにも関係いたしませんし、非常に国庫内の事務的なものでござい。それから、ちよつと申しかねますが、い

は、おねらひの通り、今度も予算関係は法案が済みましてから、かねて研究いたしておりましたところがようやく結論を得ましたので、あとからだいぶんくねまして御提案申し上げましたようになつてござい。全く事務的な関係でござい。○平林剛君 それで私の疑点は晴れしました。接収貴金属等の処理に關する法律案とは全く関係のない法律である。

○平林剛君 何だかあなたの説明と法律案の提案理由の説明と、ポイントの置き方が違つてゐるような気がするのです。あなたの説明であれば、結局、造幣局のいろいろな制度、会計の仕訳、損益処理等について、理屈から見てもおかしいと思うから、この際所要の改正をしたらどうだろうか、こういうことに尽きるわけでないかと理解されるわけ。ところがこの提案理由の説明によると、これこれこれこれの不合理な点があつて、造幣局の企業努力をできるだけ忠実に決算に反映せしめる上において必ずしも適當でないという説明になつておるわけ。さうだとすれば、企業努力を忠実に決算に反映せしめるための改正である。それならば一体さういふふうになつていくのかといふところに、説明書がいくと質問が結びついていくわけ。あなたの説明でこの点はわかりま

したけれども、提案理由の説明は、どうもわれわれが読んでも理解がしにくいのであります。まあ一応この程度にしておきます。もう一つわからないので聞きますけれども、この法律と接収貴金属等の処理に關する法律案と何か関連があらうか。なかなか提案理由の説明と、今のあなたの説明でポイントの置き方が違つてゐるだけに、そんな疑いも、解説が難解のために起きてきておるわけでありすけれども、いかがでしよう。

○政府委員(中尾博之君) この法律は予算の關係にはほとんど關係がござい。まあなおこまかく見て参りますと、あるいはあるかと思ひますけれども、私どもはこの立案に當りまして、しさいに検討した限りにおきまして、従来の業務をながめまして検討いたしました結果は、予算上には影響はないという結論でござい。従つてもつぱら業務の取り扱い並びに決算の關係におきまして必要なことになつて参ります。ところが御承知の通り、造幣會計は一つの企業体でございまして、これ一つの生き物で、仕事をずつとやっております。末端までその仕訳その他を徹底いたしまして、こういう態勢に切りかえるといふことは、なかなか実は一朝一夕に参りませんものでござい。三十二年度の決算からこれをやつて参ります上にございまして、どうしてもただいまの段階におきまして国会の御議決をいただきます。以後これから内

部のこまかい仕訳の規則を作るわけでありまして、これが会社などと違ひまして、役所なものでございまして、こまかい仕訳全部、こまかい規則になりまして、それらを全部徹底いたして間違ひなくやっておりますために、時間がやはりかかりますので、その点を御理解願ひたいと思ひます。

○平林剛君 私に質問はこれで終ります。

○江田三郎君 この三十二条の「この会計に余裕金があるときは、資金運用部に預託することができ、」と書いてあるのですが、大体この余裕金というふうな見込みはどつておられるのですか。どの程度のものがいつごろになるということなんでしょうか。

○政府委員(中尾博之君) この会計の余裕金といたしましては、この会計は歳計を持ちましたところの予算で生活しております部分と、それから資金と両方に分かれるわけでございます。作業をやっております方の資金、歳入歳出の方の關係におきます余裕金というものはほとんどございせん。これは出たり入ったりしている金でございまして、特別にございせん。資金の方は相当の金が出るわけでございます。これは、これは貨幣を発行いたしますと、それが額面によりまして資金になりますので、これは相當な金になります。これは貨幣の製造計画によりましてきまつて参るものでございまして、ただいまのところの将来のことは予測はできません。いろいろな關係できまつて参ります。今までのところでございますと、大体二百億あまりの余裕金が運用されております。これが今後どうなるかということはまだ別でありま

して、もちろんこの運用は預託を目的といたしておりますが……失礼いたしました。資金の余裕金と私混同して申し上げましたので、ちょっと訂正させていただきます。

この会計の方の余裕金は、最初申し上げましたようにほとんどございせん。ごくランニングな金が幾らかあるだけでございまして、私今ちょっと混同いたしました。資金の方にも同じような規定があるのでございまして、それは今回の改正には關係がないので、その方と混同いたしまして、この三十二条の關係ではほとんどございせん。

午後六時二十二分休憩

午後八時二十七分開会

○委員長(廣瀬久忠君) 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案の質疑を続行いたします。

○江田三郎君 休憩前に、三十二条の余裕金の見通しについてお尋ねをしたんですが、そのときの答弁が途中で訂正をされて、ちよつとはつきりわからなかつたんですが、結局この結論としては、余裕金というものはほとんどないのだというようにもとれましたが、どうなんですか。

○政府委員(中尾博之君) 先ほど答弁を取り違へまして、大へん失礼いたしました。もう一度答弁をさせていただきますが、この会計の歳入歳出の關係から生じます余裕金がありまして、歳入歳出の間におきまして時期的なずれがございまして、余裕金が出てくるという場合を予想いたしましたのが三

十二条の規定でございまして。その意味の余裕金は、實際問題としてはほとんどございせん。きちちにならずに納期のきまつておる歳入でございせん。大体事業に伴つて、事業の活動に伴ひまして入つて参ります。必要な金も事業に伴つてそのつと出ていくわけでございます。その關係におきまして、余裕金というものはほとんどございせん。もちろん、その支払い準備のための余裕金が若干ございまして、そういう歳入と歳出との食い違ひが相当座の必要をこえて余裕を見ました場合に余裕金と考へるのであります。そういうものはこの会計におきましてはほとんど予想することができませんでした。こういう規定を設けましたのは、もし何らかの事情によりまして、そういうふうな金が年度途中で出て参りました場合には、これを資金運用部に預託するという規定であります。

○江田三郎君 ほとんどないが、念のためにこういう規定を作つておるのだということですが、大体余裕金がどの程度ぐらひになつたら資金運用部の方に預託する予定なのですか。

○政府委員(中尾博之君) 金額的には……ちよつと一般的表現で、金額的に申し上げることは困難かと思ひます。と申しますのは、歳入と歳出との關係におきまして、ある金が手元にございまして、これをかりに今後一カ月あるいは二カ月、あるいは三カ月といったような先の方の支払いの見込みを立てます。その際に、まずこの金は二カ月間はこの部分は寝るであら

う、必要ないものであらうということももし見当がつきますれば、これを二カ月間の条件をもつて資金運用部に預託することも可能でございまして。どのくらいの金かというのくらの期間寝るか、寝ないかということは、そのときの歳入金の上り下り、それからその後数カ月間の支払いの見込みの事情によつてございまして。従ひまして、金額的にそれがどのくらいになるかというのを、ちよつと申し上げるのは困難でございまして。

○江田三郎君 そりすると、額ではないに、もつぱら余裕金の期限ということですか、それによつてきまるということですか。

○政府委員(中尾博之君) 期限のことを私今申し上げましたが、期限に非常な關係がございまして。手元にあり高がございまして、今後数カ月間の間にいつどういふ金が入つてくる、いつどういふ金が入つてくるという見通しと、それから十五日に幾ら払ふ、それからみそかに幾ら払ふというふうな見当を立てまして、その結果これだけの金は手元にありますが、二カ月なりあるいは三カ月なり、あるいは四カ月なり、これを余裕金として、営業の運転資金からはずしてもよろしいかどうかという見当をつけることになりまして、常に現在のあり高、それから一定の将来の期間等を基として判断いたすものでございまして。

○江田三郎君 だから大体あなたの言われることかといくと、ある金額が二カ月以上も遊んでおるといふ場合には資金運用部に預託をする、こういうことですか。

○政府委員(中尾博之君) その通りでございまして。

○江田三郎君 それで終ります。

○委員長(廣瀬久忠君) 別に御質疑もございせんか。――御質疑もないようでありますから、質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案を問題に供します。

○政府委員(中尾博之君) 期限のこと

【賛成者挙手】

○委員長(廣瀬久忠君) 全会一致であります。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續は、先例により委員長に御一任願ひたいと存じます。それから多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名

木内 四郎 西川甚五郎
江田 三郎 平林 剛
天坊 裕彦 青木 一男
佐藤清一郎 横川 信夫
田中 茂穂 塩見 俊二
土田国太郎 苦米地英俊
宮澤 喜一 大矢 正
栗山 良夫 前田 久吉

○委員長(廣瀬久忠君) 速記中止。
午後八時三十五分速記中止

○委員長(廣瀬久忠君) 速記をつけま

午後八時五十三分速記開始

○平林剛君 だいぶ時間もおそいのでありますが、入場税法の一部を改正する法律案について若干政府の意向をお尋ねしておきたいと思つたのです。

この法律案が本院に回つて参りましたから、若干の質疑応答がありました。

が、一番問題になりましたのは、純演劇という法律用語であります。純演劇と演劇とに区分をすることに、この批判がいろいろございまして、これは御承知のことと存じます。確かにこの区分をたれがするの、大蔵省がするの、文部省がするの、あるいは国会議員でこれができるのか。また、いわゆる社会通念上純演劇と称せられる場所におきまして最近ではミュージカルものが興行をされるという工合に、なかなか区分がしづかなくなつてきて、結局脚本によつて判断をするというふうな結果にもなる。こういう意味でかなり矛盾があつたことは、私もこれを認めることにやぶさかではないわけでありまして、しかし現在の入場税法によりまして、同様の趣旨で、法律第四條第二項には、「交響楽、器楽、音楽等の純音楽、純オペラ、純舞踊」という工合に、同じ種類に属するものについて純と、そうでないものと区分けする法律用語がございまして、従来においては同じ批判がこれにも当てはまるのではないだろうか。それにもかかわらず、現在の入場税法におきましては大体これについては法の執行をなされておる。大体社会通念上区分できるものと私は理解できるところ、批判の部分については、この法律用語と対照いたしますと、まあ大体がまんがでできるようなものではないかと、こつちのことも言えるわけでありまして、従来は、この音楽の方につきましては、どうやって区分をして、課税の対象として区分をして参つたのでありましようか。

○政府委員(足立篤郎君) 平林委員仰せの通り、純演劇の定義につきましても非常にむづかしい問題を含んでおります。衆議院におきましてこの法案が議員提案をされて、政府の意見を求められたのでございまして、法案が政令で定めるところになつておりましたので、私もいたしましては、ひとへ大蔵省の判断のみではなくて、文部省等の意見も十分聞きまして、その大體の今おっしゃるような常識的な見当をつけまして、まあこれくらいならばいけるであらうという見通しで、実は賛意を表したような経過もございまして、今仰せになりましたようなことで、むづかしい点はございまして、すでに入場税法が前国会でございまして、前々国会でございまして、改正をされて、純音楽等が入つており、その運用をいたしておりまして、大体これに準じたような取扱ひでいくべきものと考えておつたような次第でござい

ます。なお、現在の運用等につきまして具体的な事実につきましては、必要があれば担当課長から答弁をさせたいと思つております。

○平林剛君 私は現在の法律——入場税法の第四條には、ただいま議題になつておる法律用語と大体同じような用語があつて、しかもなおそれで運用されておるといふ事実だけを指摘をしておきたいと思つたのであります。そこで第二の点であります、結局

今回問題になつております入場税法の一部を改正する法律案は、純演劇である歌劇、新劇等に対する税率を一人一回について八十円をこえ三百円以下であるときは、入場料金の百分の二十に引き下げたものであります。全般的に総合して考えた場合、これもきわめて常識的な判断でありますけれども、私は現在の映画等に対する税金などから比較をいたしますと、純演劇に限らず、演劇全般の税率が高過ぎるのではないだろうか、この点について政府当局ではどういふ御感想をお持ちでありますか。

○政府委員(足立篤郎君) これは政府としてあらためたての答弁を要求されまうと、どうもお答えしにくいわけですが、正直に申しまして……今までの経過もあり、現在法律に従つて徴税をいたしておるわけでございますから、これは政府当局におきまして高過ぎるか、安過ぎるかといふ批判的なお答えはできないわけでありまして、まあ私も個人的な社会生活の面から申し上げれば、常識として、今、平林委員のおっしゃる点も一理あるといふふうに考へるわけでございます。

○平林剛君 まあ一般常識としては、政務次官がお答えなさつたように、それが常識であり、常識がやがて法律化されるというのが建前ではないならぬと思つたのであります。特に現在の入場税法によりますと、スポーツを催す競技場への入場は、一人一回八十円をこえるときは入場料金の百分の二十の税率になつております。すなわち、これが八十円をこえる額であります、それが千円になりましたら、千五百円に

なりまして、百分の二十の税率であります。スポーツといつてもいろいろございまして。最近はやりのプロレス、幾ら高い料金でありましても百分の二十の税率で適用を受けることに相なつておるのであります。私はこれも常識論でお尋ねをするのでありますけれども、一般的に見て、演劇に対するものの税率は、これらと比較をいたしますと高過ぎるじやないか。すなわち演劇等に対する税率は、百五十円をこえると、こえただけで五割の税率に相なつておるわけでありまして、この比較はもつと慎重に全般的に考へると、なかなか単純にいかない面もあるかもしれないが、しつうとが単純に考へまして、どうも演劇に対する税率が非常に高いような印象を持たれるわけでありまして、それから私も議員の間でも、ときどきどういふことについての懸念をいたしたのであります。最近しばしば外国から音楽家が来られる。そういふ外国から来られる音楽家、音楽会等に対する入場料金についてはやはり百分の二十という工合に、むしろそれらは優遇しておるということになります。外国のものがすぐれていて、日本のものはそうでないという理屈もなかなか言えないものであります。そういう比較から見ますと、やはり私は入場税についてはかなり現状に即して検討する時期がきてゐるのではないだろうか、こつちの感じがするわけでありまうけれども、これも法律からいふと、先ほど政務次官がお答えになつたように、しつうと定木になるかもしれないませんが、私、常識として、あな

たの御感想をお聞きしたいのであります。○政府委員(足立篤郎君) 常識論としていふお尋ねでございますから、私も自分の感じを率直に申し上げます。ただいま平林委員の御指摘の通り、たとえばスポーツと一がい言われてゐるものの中にも、ショーであるかスポーツであるかという判定は非常にむづかしいものもございまして、最近の状況を見ますと、入場料金等もきわめて高いといふものも多々ございまして、そういう点を引き比べてみますと、これはやはり全般としてある程度調整をはかるべき段階にきてゐるのではないかと。また御指摘の演劇等につきましても、これはやはり内容は千差万別でございまして、少くとも文藝、教養に資するような純演劇といふようなものにつきましても、現在の税率は必ずしも当を得てゐるというところは常識論としては言ひ切れないと思つております。大体においては平林委員の御指摘の点につきましては、私個人としては同感でござい

ます。○平林剛君 まことに私の意見に對しまして同様の意を述べられて、私としても満足いたしましたわけでありまして、現在の演劇、特に純演劇等の実情を私も見ますといふと、入場料金の高いことによりまして、かなりそうした純演劇の勉強、あるいは大きく言えば日本の文化の発達を阻害してゐるような傾向に陥つてゐるのではないかと、思つておるのであります。かりにそれだけで現在の純演劇の実情がいろいろな面で阻害をされてゐるものでないにいたしまして、わが国が文化国家として栄えるという場合におきまして

は、何回もお答えをいただいているように、政府においても入場税率全般について再検討する必要があると思つております。

今回の入場税法の一部を改正する法律案についてもう一つの批判として、税率によつて純演劇や演劇を援助する、こういうことは税制の建前から適当でないという御意見があったにいたしまして、私は国家としては相当の援助を与えるのがほんとうではないだろうか。これは直接、大蔵政務次官や大蔵当局に御意見を求めるということとは適当でないかもしれせん。しかし税の面においては、ある程度重圧と罰をかけた方がいいと思つて、この問題についてどうか一つ積極的に再検討を加えてもらいたい。これを一つ要望しておきたいのであります。もちろん、私がこれを要望いたしますのは、個人だけでなくて、少くとも今日までの入場税法の一部を改正する法律案を中心にして、大蔵委員会の各派の委員が相談をいたしましたときには、私は、その懸念の中にこのことについての意見の一致は見えておる。そういうことを裏づけとして申し上げるわけであり

ます。

どうか休会中におかれましても、政府はこの点についても積極的に検討をしていただきたい。これを要望いたしますわけでありまして、できればあなたの御答弁を願ひたいのでありますが、立場上できないとすれば、なくともけっこうであります。私の希望としては、どうか積極的な好意ある御答弁をわづらわしいと思ひます。

○政府委員(足立憲郎君) 平林委員仰せの御趣旨は重々了解をいたしましたので、仰せの御趣旨に沿つてできるだけ善処したいと思ひますが、これは申すまでもなく、入場税は地方財政と密接不可分の関係でございまして、地方財政計画等ともならみ合せて計画を立てなければなりませんので、ただ理論だけで答を簡単に出すということはできませんが、仰せの趣旨は十分体して今後研究いたしたい、これだけは約束できると思ひます。

○青木一男君 ついでだからちよつと申し上げておきますが、今、平林委員の申された現在の入場税が公平を失しているという点は、私も同感なんです。ぜひこれは一つ再検討してもらいたい、これは共通な意見なんです。

ただ、平林委員が初め言われた、現行法に純音楽、純舞踊というよりなことがあつて、だからそれでやはり演劇といつても同じ立法もできるのではないかと、これは政務次官の答弁は、はなはだあいまいだつたが、この間の委員会でも私が言った通り、これは税法ですから、国民の義務に關する点だから、あいまいな規定はいけな

い。従つて、今の純音楽その他の規定は、たしか地方行政委員会が当時審議された法文じゃないかと思ひます。われわれ税法というものをほんとうに厳格に解する立場からいって、もしあいまいな規定があるならばそれも直してもらいたい。そしてやはりそろそろなるば純理論的な方へそろそろ。そして税率もバランスを得たものにしてもらいたい。こういうことを重ねて私も要望しておきます。

○前田久吉君 私ども純演劇というものは税金がですね。純演劇という定義がはつきりしておらぬというさいせん、政務次官のお答えもあつたやうですが、どうなんですか。政府原案として純を取つて演劇ということ、外国から入るいろいろな舞踊であるとか音楽が、八十円以上は二割という税率に政府原案として次の臨時国会なりにお出しになる用意がございましてどうか、純を取つてですね。純というよりなことを言つてみたところで、これは質問した

らお答えできぬと思ふので、純演劇といふのは一体何をさすのか……

○政府委員(廣瀬久忠君) 現在の純音楽、純舞踊、この關係は、実は私どもの出した案でなくて、当時、たゞいま青木委員からお話のような意味その他を含めて、私どもいろいろ意見を申し上げたところでありまして、現にこうなつておることと比べて演劇關係が不公平だといふようなことは私も感

じております。というよりな意味で手入れは必要だと思つております。しかしながら、手入れいたします場合に、今、純音楽、純舞踊についてとられております税率が、果して最終的によろしいかどうかとなると、多分な問題があると思つております。それらを含めて実は私ども、今回の会期にもできればじつくりした案を出したいと思つたくらいでありますから、全部研究してなるべく早い機会に、と申しますことは、次の機会に出すといふこと、そして、次の方に努力いたしたいと思ひます。ただその際は一切を、この全体を見まして、落ちつきのある案にしたいといふつもりでありますから、御了承願ひたいと思ひます。

○江田三郎君 本委員会へ政府案としてたばこ専売法の一部を改正する法律案が出ておられ、また私たち同じ名前法律案を出して、さらに衆議院の方では自由民主党のたばこ耕作組合法案といふものが出ています。はからずもたばこに關する法案が三つも出てくるというふうなことになるまして、たばこの問題が何か深く再検討されなければならぬ情勢にきてゐるというところは、もうこれだけではつきりわかるわけですが、はなはだ残念なことに、本委員会におきまして私たちの提案した専売法の一部改正も審議の機会を持つことができず、同時に同じ名前の政府提出の法律案も今までもそういうふうな審議の機会がなく、もうこの時間になつてくるといふと、おそろしくどうすることもできぬという状態だろふと思ひます。

私はこの政府提案が一回の審議もなかつたといふようなことは、あまり前例として知らないのです。それだけこの政府提案そのものに何か委員会の委員の皆さんの氣持とびつたりしない点があるといふことをはつきり物語つてい

ると思ふのです。同時に私たちの出したものも、そういう機会に恵まれなかつたといふことは、これも残念ながら受け入れられないといふことを私たちも考えなければならぬ。いづれにしても、たばこに關するものが三つも出て、それがどれもこれも明るみへ出る

ことができなかったといふことは非常に残念なことでありまして、とにかく何とか委員の全員の御賛成を得るやうなものを早急に作つていかなければならぬといふことは結論としては残つてくると思ふのです。そこで当然本

委員会におきましても、休会中の継続審査でこういう問題を広範に取り上げたいかなければならぬと思ひますが、政府の方でも、たゞいま私が申しましたやうに前例のない、政府案が一回の審議も受けないといふような事情にみまがまして、これは当然次の国会までには案をさらに検討され、広くたばこ耕作者なりあるいはその方面の學識経験者なり、そういうところを十分おくみ取りになつて、次の国会までには政府としても案を練り直してもらふ。われわれはわれわれで、議員として休会中もこの問題について勉強する。そういうことで、この国会に三つも出ながら、どれも目の目を見るのができなかつたといふこの穴を埋めていかなければならぬと思ふのですが、その点政府の見解を聞きたい。

○政府委員(足立憲郎君) たばこ専売法の一部改正案につきましては、政府といたしましては参議院に先議をお願いいたしまして、ぜひともこの国会に成立をはかりたいと考えておつたのでございまして、たゞいま江田委員も御指摘のような事情でついに成立を見ないといふことにつきましては、まことに遺憾に存じます。なおまた、江田委員御指摘のやうないろいろな御意見も拝聴いたしておりますので、われわれといたしましては十分検討いたしまして、次期国会には再びこのたばこ専売法の一部改正案を上程いたしまして、御審議をわづらわしいと思ひます。次第でございまして。

○委員(廣瀬久忠君) それでは継続審査の問題についてお諮りをいたします。

○政府委員(足立憲郎君) 平林委員仰

せの御趣旨は重々了解をいたしましたので、仰せの御趣旨に沿つてできるだけ善処したいと思ひますが、これは申すまでもなく、入場税は地方財政と密接不可分の関係でございまして、地方財政計画等ともならみ合せて計画を立てなければなりませんので、ただ理論だけで答を簡単に出すという

ことはできませんが、仰せの趣旨は十分体して今後研究いたしたい、これだけは約束できると思ひます。

ただ、平林委員が初め言われた、現行法に純音楽、純舞踊というよりなことがあつて、だからそれでやはり演劇といつても同じ立法もできるのではないかと、これは政務次官の答弁は、はなはだあいまいだつたが、この間の委員会でも私が言った通り、これは税法ですから、国民の義務に關する点だから、あいまいな規定はいけな

い。従つて、今の純音楽その他の規定は、たしか地方行政委員会が当時審議された法文じゃないかと思ひます。われわれ税法というものをほんとうに厳格に解する立場からいって、もしあいまいな規定があるならばそれも直してもらいたい。そしてやはりそろそろなるば純理論的な方へそろそろ。そして税率もバランスを得たものにしてもらいたい。こういうことを重ねて私も要望しておきます。

○前田久吉君 私ども純演劇というものは税金がですね。純演劇という定義がはつきりしておらぬというさいせん、政務次官のお答えもあつたやうですが、どうなんですか。政府原案として純を取つて演劇ということ、外国から入るいろいろな舞踊であるとか音楽が、八十円以上は二割という税率に政府原案として次の臨時国会なりにお出しになる用意がございましてどうか、純を取つてですね。純というよりなことを言つてみたところで、これは質問した

らお答えできぬと思ふので、純演劇といふのは一体何をさすのか……

○政府委員(廣瀬久忠君) 現在の純音楽、純舞踊、この關係は、実は私どもの出した案でなくて、当時、たゞいま青木委員からお話のような意味その他を含めて、私どもいろいろ意見を申し上げたところでありまして、現にこうなつておることと比べて演劇關係が不公平だといふようなことは私も感

じております。というよりな意味で手入れは必要だと思つております。しかしながら、手入れいたします場合に、今、純音楽、純舞踊についてとられております税率が、果して最終的によろしいかどうかとなると、多分な問題があると思つております。それらを含めて実は私ども、今回の会期にもできればじつくりした案を出したいと思つたくらいでありますから、全部研究してなるべく早い機会に、と申しますことは、次の機会に出すといふこと、そして、次の方に努力いたしたいと思ひます。ただその際は一切を、この全体を見まして、落ちつきのある案にしたいといふつもりでありますから、御了承願ひたいと思ひます。

○江田三郎君 本委員会へ政府案としてたばこ専売法の一部を改正する法律案が出ておられ、また私たち同じ名前法律案を出して、さらに衆議院の方では自由民主党のたばこ耕作組合法案といふものが出ています。はからずもたばこに關する法案が三つも出てくるというふうなことになるまして、たばこの問題が何か深く再検討されなければならぬ情勢にきてゐるというところは、もうこれだけではつきりわかるわけですが、はなはだ残念なことに、本委員会におきまして私たちの提案した専売法の一部改正も審議の機会を持つことができず、同時に同じ名前の政府提出の法律案も今までもそういうふうな審議の機会がなく、もうこの時間になつてくるといふと、おそろしくどうすることもできぬという状態だろふと思ひます。

私はこの政府提案が一回の審議もなかつたといふようなことは、あまり前例として知らないのです。それだけこの政府提案そのものに何か委員会の委員の皆さんの氣持とびつたりしない点があるといふことをはつきり物語つてい

ると思ふのです。同時に私たちの出したものも、そういう機会に恵まれなかつたといふことは、これも残念ながら受け入れられないといふことを私たちも考えなければならぬ。いづれにしても、たばこに關するものが三つも出て、それがどれもこれも明るみへ出る

ことができなかったといふことは非常に残念なことでありまして、とにかく何とか委員の全員の御賛成を得るやうなものを早急に作つていかなければならぬといふことは結論としては残つてくると思ふのです。そこで当然本

委員会におきましても、休会中の継続審査でこういう問題を広範に取り上げたいかなければならぬと思ひますが、政府の方でも、たゞいま私が申しましたやうに前例のない、政府案が一回の審議も受けないといふような事情にみまがまして、これは当然次の国会までには案をさらに検討され、広くたばこ耕作者なりあるいはその方面の學識経験者なり、そういうところを十分おくみ取りになつて、次の国会までには政府としても案を練り直してもらふ。われわれはわれわれで、議員として休会中もこの問題について勉強する。そういうことで、この国会に三つも出ながら、どれも目の目を見るのができなかつたといふこの穴を埋めていかなければならぬと思ふのですが、その点政府の見解を聞きたい。

ただいま本委員会において審査中の
接収貴金属等の処理に関する法律案、
入場税法の一部を改正する法律案、以
上二案を閉会中に継続して審査するこ
ととし、本院規則第五十三条により、議
長に継続審査要求書を提出することに
御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(廣瀬久忠君) 御異議ないと
認めます。

なお、要求書の内容等につきまして
は、委員長に御一任願いたいと存じま
す。

○木内四郎君 今の継続審査に御決定
願いました二つの法案につきまして
は、休会中におきましても審議を続け
まして、次期国会におきましては、そ
れについて結論を出すようにしてい
ただきたいということで各位の御了解を
得ているつもりなんです、そういう
ことで御異議ないと思うのですが、委
員長からも一つ……。

○委員長(廣瀬久忠君) ただいまの木
内委員の御発言に対しては皆さん御賛
成と思います。

それではこれにて休憩にいたしま
す。

午後九時十九分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

五月十七日本委員会に左の案件を付託
された。

一、接収貴金属等の処理に関する法
律案

接収貴金属等の処理に関する法律
案

(小字及び一は衆議院修正)

接収貴金属等の処理に関する法
律

(目的)

第一条 この法律は、連合国占領軍
に接収された貴金属等で、その後
連合国占領軍から政府に引き渡さ
れたもの等について、公平適正か
つ迅速に、返還その他の処理をす
ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「貴金属等」と
は、次の各号に掲げるものをい
う。

- 一 金、銀、白金、ルテニウム、
ロジウム、パラジウム、オスマ
ウム、イリジウム、イリドスミ
ン及びこれらの合金の地金及び
製品
- 二 ダイヤモンドその他の寶石及
び半寶石並びにこれらを用いた
製品
- 三 前各号に掲げるものの容器及
び附属品
- 四 その他政令で定める物品

2 この法律で「接収」とは、本邦
(政令で定める地域を除く。)内
で、連合国占領軍に属する権限あ
る軍人又は軍属が、貴金属等を占
有している者から、無償で、これ
を連合国占領軍の管理に移した行
為をいう。

3 この法律で「保管貴金属等」と
は、次の各号に掲げるもので、こ
の法律の施行の際現に大蔵大臣が
他人のために管理しているものを
いう。

- 一 接収された貴金属等(接収の
後に溶解されたものを含む。以
下「接収貴金属等」という。)
- 二 接収貴金属等のうち連合国占
領軍が処分したものの代償であ

る金の地金及び預金(これに係
る利息を含む。以下同じ。)

三 連合国占領軍から接収貴金属
等の引渡を受けた者が当該接収
貴金属等に代るべきものとして
連合国占領軍に引き渡した金及
び銀の地金

四 旧連合国占領軍の管理下から
解除された貴金属等に代るべき
貴金属の地金の連合国占領軍に
対する引渡に関する法律(昭和
二十三年法律第十九号。以下
「代替貴金属に関する法律」と
いう。)

第一条の規定により大蔵
大臣が連合国占領軍に引き渡し
た金及び銀の地金(連合国占領
軍の管理下から解除された貴金
属等と同法第二条の受益者に受
け取られなかつたものに代るべ
きものを除く。)

(他の法令との関係)

第三条 保管貴金属等の返還その他
の処理については、他の法令にか
かわらず、この法律の定めるとこ
ろによる。

(返還等の処理機関)

第四条 大蔵大臣は、この法律の定
めるところにより、保管貴金属等
について返還その他の処理をする
ものとし、その処理が完了するま
で、適正にこれを管理しなければ
ならない。

(返還の請求)

第五条 その占有に係る貴金属等を
接収された者(以下「被接収者」と
いう。)

又はその相続人(被接
収者が法人である場合には、合併
によりその法人の権利義務を承継
した法人。以下同じ。)で、この法

律の施行前に接収貴金属等の返還
を受けていないものは、この法律
の施行の日から起算して五月以内
に限り、当該接収貴金属等につい
て、大蔵大臣に対し、その種類、
形状その他接収の事実を明らかに
した書面を提出して、返還の請求
をすることができる。

2 被接収者又はその相続人でこの
法律の施行前に接収貴金属等の返
還を受けたもののうち、当該接収
貴金属等に代るべき金又は銀の地
金を連合国占領軍に引き渡した者
(その権利義務を承継した者を含
む。)

は、この法律の施行の日から
起算して五月以内に限り、当該
金又は銀の地金について、大蔵大
臣に対し、その種類、形状その他
引渡の事実を明らかにした書面を
提出して、返還の請求をすること
ができる。

3 被接収者又はその相続人でこの
法律の施行前に接収貴金属等の返
還を受けたもののうち、代替貴金
属に関する法律第四条の規定によ
り当該接収貴金属等に代るべき金
又は銀の地金を連合国占領軍に引
き渡したものとみなされた者(そ
の権利義務を承継した者を含む。)

は、この法律の施行の日から起
算して五月以内に限り、当該金又
は銀の地金について、大蔵大臣
に対し、代替貴金属に関する法律
第二条第三項の規定により通知さ
れた事項及び同条第一項の規定に
より国に納付した金額を記載した
書面を提出して、返還の請求をす
ることができる。

4 接収貴金属等の所有者(当該接
収貴金属等に係る被接収者又はそ
の相続人である者を除く。)

は、被接収者又はその相続人が第一項
の規定により当該接収貴金属等につ
いて返還の請求をしない場合に
は、この法律の施行の日から起算
して七月以内に限り、当該接収貴
金属等について、大蔵大臣に対
し、同項に規定する書面を提出し
て、返還の請求をすることができる。

5 接収貴金属等の所有者が国であ
り、かつ、当該接収貴金属等の被
接収者が国でない場合には、当該
接収貴金属等の被接収者は、第一
項の規定にかかわらず、当該接収
貴金属等の返還の請求をすること
ができる。この場合において

は、前項の規定を適用せず、国を
当該接収貴金属等の被接収者とみ
なして、第一項の規定を適用す
る。

6 被接収者又は接収貴金属等の所
有者が国である場合には、接収時
において当該接収貴金属等を管理
していた官署又はその官署からこ
れを引き継いだ官署の長が、第一
項から第三項までの規定による返
還の請求をするものとする。

(接収貴金属等の認定及び請求の
棄却)

第六条 大蔵大臣は、前条第一項又
は第四項の規定により接収貴金属
等について返還の請求があつた場
合には、返還請求者がその請求を
することができる者(以下「権利
者」という。)

であるかどうかを審
査し、権利者であると認めるとき
は、当該接収貴金属等の種類、形

状、品位並びに重量及び個數又は總重量を認定するものとする。

2 前項の認定（返還請求者が権利者であると認めることを含む）は、返還請求者が提出した証拠その他の証拠によつてしななければならない。

3 大蔵大臣は、第一項の場合において、次の各号の一に該当するときは、当該接収貴金屬等についての返還の請求を棄却しなければならない。

一 返還請求者が権利者であると認められないとき。

二 当該接収貴金屬等の種類、形状又は個數（政令で定めるもの）については、總重量を認定することができないとき。

三 当該接収貴金屬等が保管貴金屬等のうちでないことが明らかとなるとき（当該接収貴金屬等が接収の後に溶解された可能性又は保管貴金屬等で第二第三項第二号から第四号までに掲げるもののうちに当該接収貴金屬等に代るべきものが存する可能性があるときを除く）。

4 大蔵大臣は、第一項の認定をした場合には、その内容を、また、前項の規定により請求を棄却した場合においては、その旨を、理由を附した書面により、遅滞なく、返還請求者に通知しなければならない。

5 前四項の規定は、前条第二項又は第三項の規定により金又は銀の地金の返還の請求があつた場合に準用する。この場合において、第一項及び第三項中「接収貴金屬等」とあるのは、「金又は銀の地

金」と読み替へるものとする。

6 第三項第二号の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

（認定又は請求の棄却に対する不服の申立）

第七條 前条の処分に対して不服がある者は、政令で定めるところにより、大蔵大臣に対し、不服の申立をすることができ。

2 前条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の通知が返還請求者に到達した日から一月を経過した後においては、前項の不服の申立をすることができない。ただし、正当な理由によりこの期間内に不服の申立をすることができなかったことを説明した場合は、この限りでない。

3 大蔵大臣は、第一項の不服の申立があつた場合には、当該事案について再審査の上、その申立を棄却する決定又は前条の処分を変更する決定をし、その理由を附した書面により、これをその申立をした者に通知しなければならない。（特定する場合の返還）

第八條 大蔵大臣は、第六條第一項の認定（その認定を変更する前条第三項の決定があつた場合には、その決定。以下同じ。）に係る接収貴金屬等が保管貴金屬等のうちで特定する場合においては、遅滞なく、これを当該接収貴金屬等に係る権利者に返還しなければならない。

（特定しない場合の返還）

第九條 大蔵大臣は、第六條第一項の認定に係る接収貴金屬等が保管

貴金屬等のうちで特定しない場合には、同条第三項第二号又は第三号の規定に該当する場合を除き、次の各号に定めるところにより、保管貴金屬等を返還しなければならない。

一 保管貴金屬等のうち第二條第三項第一号に掲げるもの（接収の後に溶解して作られた地金及び前条の規定により返還されるものを除く。）で第六條第一項の認定に係る接収貴金屬等と種類、形状、品位及び重量（第六條第三項第二号の政令で定めるものについては、種類、形状及び品位）の等しいものがある場合には、当該接収貴金屬等に係る権利者に対し、当該接収貴金屬等の個數（当該政令で定めるものについては、總重量。以下この号において同じ。）を限度として、当該保管貴金屬等を返還する。この場合において、当該保管貴金屬等の返還を受けるべき権利者が二以上あるときは、各権利者に係る当該接収貴金屬等の個數に応じ、かつ、これを限度として、保管貴金屬等を返還するものとする。

二 第六條第一項の認定に係る接収貴金屬等で品位又は重量について同項の認定をすることができないものがある場合（次号に規定する場合を除く。）において、保管貴金屬等で第二條第三項第一号に掲げるもの（接収の後に溶解して作られた地金及び

されるものを除く。以下この号から第四号までにおいて同じ。）のうち当該接収貴金屬等と種類、形状及び重量又は品位の等しいものがあるときは、当該接収貴金屬等に係る権利者に対し、当該接収貴金屬等が、これと種類、形状及び重量又は品位の等しい保管貴金屬等で第二條第三項第一号に掲げるもののうち最低の品位又は最少の重量のものと同じ品位又は重量を有するものとみなして、当該接収貴金屬等を評価した価額を限度として、当該保管貴金屬等を返還する。この場合において、当該保管貴金屬等の返還を受けるべき権利者が二以上あるときは、各権利者に係る当該評価額に応じ、かつ、これを限度として、保管貴金屬等を返還するものとする。

三 第六條第一項の認定に係る接収貴金屬等で品位及び重量について同項の認定をすることができないものがある場合において、保管貴金屬等で第二條第三項第一号に掲げるもののうち当該接収貴金屬等と種類及び形状の等しいものがあるときは、当該接収貴金屬等に係る権利者に対し、当該接収貴金屬等が、これと種類及び形状の等しい保管貴金屬等で第二條第三項第一号に掲げるもののうち最低の品位又は最少の重量のものと同じ品位又は重量を有するものとみなして、当該接収貴金屬等を評価した価額を限度として、当該保管貴金屬等を返還する。この場合において、当該保管貴金屬等の返還を受けるべき権利者が二以上あるときは、各権利者に係る当該評価額に応じ、かつ、これを限度として、保管貴金屬等を返還するものとする。

四 第六條第一項の認定に係る接収貴金屬等で次の表の上欄に掲げるものについて、前三号の規定により保管貴金屬等の返還を受けることができない権利者がある場合又は前三号の規定により返還を受ける保管貴金屬等の評価額がその者についての当該接収貴金屬等の評価額（前二号の規定により返還を受ける者に係る接収貴金屬等については、当該規定による評価額）に満たない権利者がある場合には、これらの権利者に対し、各権利者に係る当該接収貴金屬等の評価額又はその満たない額に応じ、かつ、これを限度として、保管貴金屬等のうち、それぞれ次の表の下欄に掲げるものを返還する。この場合において、前三号の規定により保管貴金屬等の返還を受けることができない権利者に係る接収貴金屬等で、品位又は重量について第六條第一項の認定をすることができないものの評価については、当該接収貴金屬等は、これと同種類で、かつ、形状が等しいか又は最も類似した保管貴金屬等で第二條第三項第一号に掲げるもののうち最低の品位又は最少の重量のものと同じ品位又は重量を有するものとみなす。

するものとみなして、当該接収貴金屬等を評価した価額を限度として、当該保管貴金屬等を返還する。前号後段の規定は、この場合に準用する。

接收貴金屬等	保管貴金屬等	金の地金及び製品	銀の地金及び製品	白金の地金及び製品	ルテニウムの地金	ロジウムの地金
一 接收の後に溶解して作られた金の地金 二 第二条第三項第二号に掲げる預金で金の地金又は製品の代償であるもの 三 第二条第三項第四号に掲げる金の地金で、被接收者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡された金の地金又は製品に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの	一 接收の後に溶解して作られた銀の地金 二 第二条第三項第二号に掲げる預金で銀の地金又は製品の代償であるもの 三 第二条第三項第四号に掲げる銀の地金で、被接收者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡された銀の地金又は製品に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの	一 接收の後に溶解して作られた白金の地金 二 第二条第三項第二号に掲げる金の地金及び預金で白金の地金又は製品の代償であるもの 三 第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金及び銀の地金で、被接收者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡された白金の地金又は製品に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの	第二条第三項第四号に掲げる金の地金で連合国占領軍から大蔵大臣に引き渡されたルテニウムの地金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの	第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金の地金で、被接收者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたロジウムの地金に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの	第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金及び	

パラジウムの地金	銀の地金で、被接收者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたパラジウムの地金に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの
オスミウムの地金	第二条第三項第四号に掲げる金の地金で連合国占領軍から大蔵大臣に引き渡されたオスミウムの地金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの
イリジウムの地金	第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金の地金で、被接收者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたイリジウムの地金に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの
イリドスミンの地金	第二条第三項第四号に掲げる金の地金で連合国占領軍から大蔵大臣に引き渡されたイリドスミンの地金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの
第二条第一項第一号に掲げる貴金屬の合金の地金及び製品	一 接收の後に溶解して作られた当該貴金屬の合金の地金 二 第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金及び銀の地金で、被接收者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡された当該貴金屬の合金の地金又は製品に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの
ダイヤモンド	第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金の地金で、被接收者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたダイヤモンドに代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの

し、保管貴金屬等を分割することにより著しくその価値を減ずると認められる場合又は分割することが著しく困難である場合には、これを売却し、その売却代金を返還するものとする。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

(第五項第二項又は第三項の請求に対する返還)

第十条 大蔵大臣は、第五項第二項又は第三項の規定により返還の請求があつた金又は銀の地金について第六項第五項において準用する同条第一項の規定をした場合には、遅滞なく、これを当該金又は銀の地金に係る権利者に返還しなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の規定により金又は銀の地金を返還する場合に準用する。

(返還できない保管貴金屬等の帰属)

第十一条 前三条の規定により返還することができない保管貴金屬等(返還のために保管貴金屬等を売却した場合の売却代金のうち前二条の規定により返還することができないものを含む)は、國に帰属する。

(返還の通知)

第十二条 大蔵大臣は、第八条から第十条までの規定により保管貴金屬等又はその売却代金を返還しようとする場合には、返還しようとするものの明細を、これを返還することとなつた理由を附した書面により、あらかじめ、権利者に通

知しなければならぬ。

(返還に対する不服の申立)

第十三条 第八條から第十條までの規定による保管貴金屬等又はその売却代金の返還に対して不服がある者は、政令で定めるところにより、大蔵大臣に対し、不服の申立をすることが出来る。

2 前条の通知があつた日から一月を経過した後においては、前項の不服の申立をすることができない。ただし、正当な理由によりこの期間内に不服の申立をすることができなかったことを證明した場合、この限りでない。

3 第一項の不服の申立は、第六條第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の認定(その認定を変更する第七條第三項の決定を含む。)に対する不服をもつて、その理由とすることができない。

4 大蔵大臣は、第一項の不服の申立があつた場合には、当該事案について再審査の上、その申立を棄却する決定又は返還しようとするものを変更する決定をし、その理由を附した書面により、これをその申立をした者に通知しなければならぬ。

(受け取られない保管貴金屬等の帰属)
第十四条 権利者が、第十二條の通知を受けた日(前条第一項の不服の申立があつた場合には、同条第四項の通知がその申立をした者に到達した日)から五年以内に、この法律により返還される保管貴金屬等又はその売却代金を受け取ら

ない場合には、これらのものは、国に帰属する。

2 前項の場合において、返還される保管貴金屬等又はその売却代金について訴訟が係属しているときは、同項の期間は、判決の確定の日から起算するものとする。

(接収貴金屬等の上に存した権利)
第十五条 第五條第一項又は第四項の規定による接収貴金屬等についての返還の請求に対して第九條の規定により返還された保管貴金屬等については、接収時において当該接収貴金屬等の上に存した権利は、その返還の時から当該保管貴金屬等の上に存するものとみなす。

2 前項の場合において、保管貴金屬等が二以上の者の所有に係る接収貴金屬等についての第五條第一項の規定による返還の請求に対して返還されたものであるときは、当該保管貴金屬等は、当該接収貴金屬等の各所有者の共有に属するものとみなし、その持分は、各所有者の所有に係る接収貴金屬等に対応する部分に属するものとする。ただし、その対応する部分が不明であるときは、その不明な部分についての持分は、不明な部分に対応する接収貴金屬等の各所有者に属するものの接収当時の価額に属するものとする。

(納付金)
第十六条 第八條から第十條までの規定により保管貴金屬等又はその売却代金の返還を受ける者は、政令で定めるところにより、当該保管貴金屬等の価額又は当該売却代

金の額の百分の十に相当する金額を国に納付しなければならぬ。

2 前項の規定は、国が保管貴金屬等又はその売却代金の返還を受ける場合には、適用しない。この場合において、法令の規定又は接収前の契約に基づき、国から当該返還に係る保管貴金屬等の返還を受け、若しくはその返還に代え当該売却代金の額に相当する金額の償還を受け、又は当該保管貴金屬等を買戻す者があるときは、その者を同項に規定する返還を受ける者とみなして、同項の規定を適用する。

3 前二項の規定は、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、地方公共団体又は日本銀行の所有に係る接収貴金屬等(保管貴金屬等のうち第二條第三項第三号及び第四号に掲げるものを含む。以下次条及び第十九條において同じ。)についての返還の請求に対して返還される保管貴金屬等又はその売却代金については、適用しない。ただし、接収前の契約に基づきこれらの者から当該保管貴金屬等を買戻す権利を有する者があるときは、その保管貴金屬等については、この限りでない。

4 第一項の規定により納付すべき金額の計算の基礎となる保管貴金屬等(金、銀、銅、鉄、鋼、及び製品に限る。)の価額は、政令で定めるところにより、当該保管貴金屬等の素材価額を評価した額とする。

5 第八條から第十條までの規定により保管貴金屬等の返還を受ける者は、政令で定めるところにより

り、第一項の規定により納付すべき金額の全部又は一部を当該返還に係る保管貴金屬等で納付することが出来る。

(納付義務に関する認定等)
第十七条 第五條第一項から第四項までの規定により接収貴金屬等について返還の請求をする場合において、当該接収貴金屬等が前条第三項本文に規定する者の所有に係るものであるときは、返還請求者は、当該返還の請求のため提出する書面にその旨を記載しなければならぬ。この場合において、当該接収貴金屬等に関する同項ただし書の規定に該当事実があるときは、その旨をあわせて記載しなければならぬ。

2 大蔵大臣は、前項本文の記載がある書面による返還の請求があつた接収貴金屬等について第八條から第十條までの規定により保管貴金屬等又はその売却代金を返還しようとする場合には、当該接収貴金屬等が前条第三項本文に規定する者の所有に係るものであるかどうか、及び当該保管貴金屬等について同項ただし書の規定の適用があるかどうかを認定しなければならぬ。

3 第六條第二項及び第四項並びに第七條の規定は、前項の認定について準用する。この場合における第六條第四項の通知は、第十二條の返還の通知をする前に行わなければならない。

(納付金の求償)
第十八条 第八條から第十條までの規定により被接収者に返還された

保管貴金屬等については、第十六條の規定による納付金は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第百九十六條第一項に規定する必要費とする。

2 第八條から第十條までの規定により返還された保管貴金屬等を接収前の契約に基づいて買戻す者がある場合においては、当該保管貴金屬等の返還を受けた者が第十六條の規定によつて国に納付した金額は、その買戻をする者が負担しなければならない。

(税法の適用)
第十九条 その所有に係る接収貴金屬等についての返還の請求に対して第八條から第十條までの規定により保管貴金屬等の返還を受けた者が第十六條の規定により納付する金額、第八條から第十條までの規定により返還された保管貴金屬等の所有者が前条第一項の規定による必要費として償還する金額又は当該保管貴金屬等の買戻をする者が前条第二項の規定により負担する金額は、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)又は法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の規定による所得の計算上、返還を受け、又は買戻をした保管貴金屬等の取得価額に算入し、又は所得税法第十條の四第二項第二号に規定する再評価額若しくは同条第三項第一号に規定する資産の価額に加算する。

2 接収貴金屬等についての返還の請求に対して、第九條又は第十條の規定により、第二條第三項第二号に規定する預金又は第九條第三

項ただし書の規定（第十条において準用する場合を含む。）による売却代金が返還される場合においては、所得税法及び資産再評価法昭和二十五年法律第百十号の規定の適用については、その返還を受けるべき時において、当該預金又は売却代金を対価として、当該接収貴金属等（当該預金又は売却代金に対応する部分に限る。）の譲渡があつたものとみなす。

（交易等団等の接収貴金属等に関する特例）

第二十条 大蔵大臣は、接収貴金属等について第六条第一項の認定をする場合（同条第三項第二号の規定に該当する場合を除く。）には、当該接収貴金属等が次の各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取得者（その者が社団法人金銀製品商聯盟である場合には、社団法人金銀運営会。以下同じ。）の所有に属していたものであるかどうかをまあわけて認定しなければならない。

一 交易等団、社団法人中央物資活用協会又は社団法人金銀運営会若しくは社団法人金銀製品商聯盟が、戦時中、政府が決定した金、銀、白金又はダイヤモンドの回収方針に基づき、政府の委託により、取得した貴金属等（当該貴金属等を溶解したものを含む。）

二 前号の貴金属等のうち、政府の指示に基づき、金属配給統制株式会社が、交易等団又は社団法人中央物資活用協会から取得した貴金属等（当該貴金属等を溶解したものを含む。）

三 社団法人金銀運営会が、戦時中、政府の指示に基づき、旧日本占領地域へ金製品を輸出するため、旧金資金特別会計から取得した金の地金（当該地金を溶解したもの及び当該地金による製品を含む。）

四 軍需品の製造に従事していた者が、戦時中、軍需品を製造又は修理するため、その材料として旧陸軍省、海軍省又は軍需省から取得した貴金属等（当該貴金属等を溶解したもの及び当該貴金属等による製品を含む。）

2 第五条第一項又は第四項の規定により接収貴金属等について返還の請求をする場合において、当該接収貴金属等が前項各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものであるときは、返還請求者は、当該返還の請求のため提出する書面にその旨を記載しなければならない。

3 大蔵大臣は、第六条第一項の規定に係る接収貴金属等が第一項各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものと認定した場合においては、同条第三項第三号の規定に該当する場合を除き、その旨を同条第四項の規定による通知の書面にあわせて記載しなければならない。

4 第六条第二項及び第七条の規定は、第一項の認定（第六条第二項の規定については、接収貴金属等が第一項各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定す

る取得者の所有に属していたものである旨の認定に限る。）について準用する。

5 第一項各号に掲げる貴金属等で、接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものについての返還の請求に対し、第八条又は第九条の規定により返還すべき保管貴金属等又はその売却代金は、これらの規定にかかわらず、国に帰属する。

（交付金）

第二十一条 国は、第六条第一項の認定に係る接収貴金属等（同条第三項第二号の規定に該当するものを除く。）のうち、前条第一項各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものの取得の代金及び取得に係る手数料又は加工費の合計額に相当するものとして、政令で定める基準により算出した金額を、当該取得者に対し、交付する。

2 第九条第一項第四号後段の規定は、前項の規定により交付する金額を算出する場合に準用する。

3 交易等団及び社団法人中央物資活用協会に対しては、国は、第一項の規定によるほか、次の各号に掲げる金額の合計金額を交付する。

一 第十一条の規定により国に帰属するダイヤモンドについて、前条第一項第一号に掲げる貴金属等に該当するダイヤモンド（以下「回収ダイヤモンド」という。）につき交易等団及び社団法人中央物資活用協会の取得価格の基準として定められていた価格（以下「基準取得価格」とい

う。）により算出した金額を、これらの者がそれぞれその者に係る最初の接収時において所有していたと認められる回収ダイヤモンド（第六条第一項の認定に係るもので同条第三項第二号の規定に該当しないものを除く。）の総重量の比率によりあん分した金額。ただし、その者に係る当該回収ダイヤモンドについて基準取得価格により算出した金額を限度とする。

二 回収ダイヤモンドの取得に係る手数料に相当するものとして前号の金額に政令で定める割合を乗じて算出した金額

4 第一項又は前項の規定により交付金を交付する場合には、その交付金の金額について、昭和二十七年四月二十八日から支払の日属する月の前月の末日までの期間に及び、年五分の割合で計算した金額を加算して交付しなければならない。

5 第一項又は第三項の規定による交付金の交付に関する事務は、大蔵大臣が行う。

（接収貴金属等処理審議会）

第二十二條 大蔵省に、接収貴金属等処理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第二十三條 大蔵大臣は、次に掲げる事項については、審議会の議に付し、その議決に基づいて処理しなければならない。

一 第六條の規定による認定及び請求の棄却

二 第七條第三項（第十七條第三項及び第二十條第四項において準用する場合を含む。）又は第

十三條第四項の規定による決定

三 第八條から第十條までの規定による返還

四 第十六條の規定による納付金の金額の算定のためにする保管貴金属等の評価

五 第十七條第二項の規定による認定

六 第二十條第一項の規定による認定

七 第二十一條第一項又は第三項の規定による交付金の金額の算定

第二十四條 審議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 法制局長

二 法務事務次官

三 大蔵事務次官

四 通商産業事務次官

五 日本銀行副総裁

六 半蔵経歴者 六人以内

2 前項第六号に掲げる委員は、大蔵大臣が任命する。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員八人以内を置く。

4 専門調査員は、貴金属等に関し、専門の知識を有する者のうちから、大蔵大臣が任命する。

5 委員及び専門調査員は、非常勤とする。

第二十五條 審議会の議事は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数で決する。ただし、特定の事案につき特別の利害関係を有する委員は、当該事案に係る議決に加わることができない。

2 審議会は、その定めるところにより、部会を設け、その議決をもつて審議会の議決とすることができ

3 第一項の規定は、部会の議決について準用する。

4 審議会は、審議（部会の審議を含む。）にあたり必要な場合には、参考人の出頭を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に關して必要な事項は、政令で定める。

（事務の委託）

第二十六條 大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、保管貴金屬等の返還に關する事務の一部を日本銀行に取り扱わせることができる。

（罰則）

第二十七條 第五條の規定による返還の請求に關して、虚偽の申立をし、又は第十七條第一項若しくは第二十條第二項の規定に違反してその請求をした者は、一年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に處する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五號）に正条がある場合には、同法による。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。
2 次に掲げる法律は、廃止する。
一 連合国占領軍の管理下から解除された貴金屬等に代るべき貴

金屬の地金の連合国占領軍に対する引渡に關する法律

二 接收貴金屬等の數量等の報告に關する法律（昭和二十七年法律第二百九十八號）

3 代替貴金屬に關する法律第一條の規定により大蔵大臣が連合国占領軍に引き渡した金及び銀の地金のうち、連合国占領軍の管理下から解除された貴金屬等で同法第二條の受益者に受け取られなかつたものに代るべきものであつて、現に大蔵大臣が管理しているものは、この法律の施行の際、貴金屬特別會計に歸屬する。

4 この法律の規定により國に歸屬した貴金屬等及び同法の規定により國に返還された國有の貴金屬等で一般會計に所屬するものは、大蔵大臣の所管とする。ただし、各省各庁の事務又は事業の用に供する必要があるものについて、当該各省各庁の長が大蔵大臣の同意を得たときは、その後においては、この限りでない。

5 大蔵大臣は、一般會計に所屬する前項の貴金屬等を、無償で、貴金屬特別會計の所屬に移すことができる。

6 貴金屬特別會計においては、當分の間、前項の規定により同會計の所屬に移された貴金屬等で貴金屬特別會計法（昭和二十四年法律第三十四號）第一條第二項に規定する貴金屬以外のものに係る経理を行うことができる。

7 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四號）の一部を次のように改正する。
第五條中第三項を第四項とし、

第二項の次に次の一項を加える。
3 管財局に臨時貴金屬處理部を置く。

第十條第十一號を次のように改める。
十一 金の買取又は売渡の基本方針に關すること。

第十一條に次の二號を加える。
十四 貴金屬特別會計を管理すること。

接收貴金屬等の處理に關する法律（昭和三十一年法律第二十三號各号に掲げる事項に關し、調査審議すること。

五月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、租税特別措置法の一部を改正する法律案（衆）

租税特別措置法の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六號）の一部を次のように改正する。
第二十七條の次に次の一條を加える。
（勤勞事業についての事業所得計算の特例）

第二十七條の二 勤勞事業を営む個人の事業所得については、各年に於いて、その事業所得の金額が百萬元以下である場合に限り、当該金額から当該勤勞事業から生ずる所得の金額の十分の二に相當する金額（その金額が六萬圓をこえるときは、六萬圓）を控除した金額を事業所得の金額として、所得税

十五 接收貴金屬等の處理に關すること。
第十一條に次の一項を加える。
2 臨時貴金屬處理部において、前項第十四號及び第十五號の事務をつかさどる。

第十七條第一項の表中連合國財産補償審査会の項の次に次のように加える。

法の規定を適用する。
2 前項において「勤勞事業」とは、常時使用する従業員の数が十人（商業又はサービス業を主たる事業とする個人については、二人）以下の個人が営む所得税法第九條第一項第四号に規定する事業で金融業、風俗営業（風俗営業取締法（昭和三十三年法律第二百二十二號）第一條に規定する営業をいう。）その他政令で定める事業以外のものをいう。

3 第一項の規定は、確定申告書等に、同項の規定の適用を受けようとする旨その他大蔵省令で定める事項の記載がない場合には、適用しない。

4 第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法第二十七條の二の規定は、昭和三十一年分以後の所得税について適用し、

昭和三十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に昭和三十一年分の所得税につき所得税法（昭和二十二年法律第二十七號）第二十九條第一項から第三項までの規定による申告書を提出した者及びこの法律の施行前に同年分の所得税につき所得税法第四十四條第五項において準用する同法第四項の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につきこの法律の施行前に所得税法第四十四條第五項において準用する同法第四項から第三項まで又は同法第六項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項）につき改正後の租税特別措置法第二十七條の二の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、この法律の施行の日から起算して二月以内に、政府に對し、更正の請求をすることができ。

4 前項の規定による更正の請求は、所得税法第二十七條第六項の規定による更正の請求とみなして、同法第七項及び第八項、同法第三十二條第三項並びに同法第七章の規定を適用する。この場合において、同法第三十二條第三項において準用する同法第三十一條第三項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限の翌日」とあるのは、「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第二十號）の施行の日」とする。